

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

令和元年（2019年）11月8日

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
1	実施方針	2	I	1	6	③		ユーザー企業や共同管理者の理解確保	「県を通じて共同管理者に対する積極的な情報開示や双方向のコミュニケーションに取り組み、良好な関係構築を行う。」とありますが、業務上必要な事項については、運営権者が共同管理者と直接に連絡調整を行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。	共同管理者との連絡は県を通じて行うものとしており、運営権者が直接連絡を行うことは想定していません。
2	実施方針	2	I	1	6	④		未利用水の有効活用の促進	「県と協力して未利用水の有効活用に取り組む。」とありますが、運営権者が行おうとする任意事業に関して、工業用水道事業法等に係る国、関係機関との協議が必要な場合に、県の協力を得られると考えてよろしいでしょうか。	提案内容にもよりますが、基本的にはご理解のとおりです。
3	実施方針	3	I	2	1	①	ア	運営権対象施設について	有明工業用水道において、「県等4団体」と締結している協定書の内容を開示いただけますか。	実施方針公表時の開示資料を入手の上、ご参照ください。なお本事業の実施にあたり、協定書を本事業に即した形とするため、県等4団体は令和二年度に現行協定の変更を予定しています。
4	実施方針	3	I	2	1	① ②	ア イ	共有施設に対する運営権の設定	本事業の運営権設定対象施設、及び運営事業対象施設は県が所有又は管理する部分及び県単独の所有施設とのことですが、事業期間中において他の共同管理者が、本事業の継続に支障が生ずるような処分を決定する可能性等の懸念について、どのように防止する建付けを想定されていますか。	本事業の実施について、県は共同管理者からの理解を得ています。また、本事業の運営継続に支障が生じ、共同管理者への用水供給ができない事態が生じた場合は共同管理者にも不利益が生じるため、ご指摘の処分が行われることを県は想定していません。
5	実施方針	3	I	2	1	① ②	ア イ	共有施設に対する運営権の設定	事業者の提案にあたり、県所有以外の部分を含む施設全体の投資額を開示頂くことは可能でしょうか。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
6	実施方針	3	I	2				本事業の事業内容	「運営権者は、県と協議のうえ、周辺の公共団体や工業用水道ユーザー企業から水道に関わる業務等を受託することができるものとする。」とありますが、当該受託をした場合、任意事業としての扱いになるという理解でよろしいでしょうか。	任意事業としては扱いません。
7	実施方針	3	I	2				本事業の事業内容	「運営権者は、県と協議のうえ、周辺の公共団体や工業用水道ユーザー企業から水道に関わる業務等を受託することができるものとする。」とありますが、周辺の公共団体は、熊本県内に限らないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	3	I	2				本事業の事業内容	「運営権者は、県と協議のうえ、周辺の公共団体や工業用水道ユーザー企業から水道に関わる業務等を受託することができるものとする。」とありますが、県が当該業務の受託を認める判断基準をご教示下さい。	県としては、原則として、本事業の履行に支障を来たさない限りにおいては認める考えです。
9	実施方針	3	I	2				水道業務の受託	『運営業者は、県との協議のうえ、周辺の公共団体や工業用水道ユーザーから水道に関わる業務等を受託することができるものとする』とありますが、具体的にどのような業務があるのかご教示下さい。	県として指定するものではありません。なお、業務内容に拘わらず、県としては、原則として、本事業の履行に支障を来たさない限りにおいては認める考えです。
10	実施方針	4	I	2	1	①	イ	熊本地震後に実施した漏水検査について(有明)	2016年4月に発生した熊本地震後、県の単独所有施設及び共同保有施設である取水トンネル・導水トンネル・導水管・送水管・配水管等の漏水調査を実施している場合、その調査範囲と調査結果を公表いただきたい。	漏水調査範囲としては、管理棟における送水流量等の異常の有無確認や、路上からの目視が中心の管路等の漏水の有無確認になります。また、調査結果としては、大きな漏水箇所が、有明工業用水で、配水管からの2か所確認されました。詳細は募集要項公表時に開示資料として示します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
11	実施方針	4	I	2	1	②	ア	運営権設定対象施設	「萩原接合井から白島浄水場までは、県と企業団との共有施設であり、県が施設を管理している（ただし、白島浄水場の沈殿池及びブロック形成池のそれぞれ2池のうち1池は企業団が管理し、また、汚泥処理施設は県が企業団に管理を委託している。）」とありますが、白島浄水場の沈殿池及びブロック形成池の2系統が共有施設で、管理のみを1系統ずつ県と企業団が行っている、あるいは各々が1系統ずつ所有、管理しているということかご教示下さい。	白島浄水場の沈殿池及びブロック形成池の2系統が共有施設で、管理のみを1系統ずつ県と上天草・宇城水道企業団が行っています。
12	実施方針	4	I	2	1	②	ア	運営権設定対象施設	「なお、汚泥処理施設には、汚泥処理施設の管理区分が企業団から県に変更となることを停止条件とする停止条件付運営権を設定するものとし、当該停止条件が満たされるまでは、運営権者は以下の（2）に示される業務の履行義務を負わないものとする。」とありますが、今後、当該施設の管理区分が企業団から県に変更される見通しと、具体的な計画についてご教示ください。	参加資格審査通過者に対し、競争的対話において見通しをお伝えします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
13	実施方針	4	I	2	1	②	ア	停止条件付運営権	八代工業用水道における汚泥処理施設にのみ停止条件付運営権を設定する理由は何でしょうか。また、企業団だけではなく、他の共同管理者に関しても何らかの理由により県に管理区分が変更される可能性はゼロではないと考えますが、県としてどのように対応される方針でしょうか。	前段については、管理区分が変更されるまで運営権者ではなく上天草・宇城水道企業団が汚泥処理施設の維持管理を行うためです。後段については、本事業期間中に、本事業の運営事業対象施設（八代工業用水道の汚泥処理施設を除く。）の管理区分を変更し、県が他の共同管理者にその管理を委託することはありません。また、土地改良区が管理している施設の管理区分が変更となり、県がその管理を行うことは想定されませんが、仮にかかる管理区分の変更がなされた場合であっても、当該施設の管理を運営事業対象施設の範囲とすることはありません。
14	実施方針	4	I	2	1	②	イ	運営事業対象施設	「汚泥処理施設の維持管理については、県の費用負担の下で、県により企業団へ委託するものとする。」とありますが、費用負担の原資は県収受分料金という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	4	I	2	1	②	イ	運営事業対象施設	「汚泥処理施設の維持管理については、県の費用負担の下で、県により企業団へ委託するものとする。」とありますが、汚泥処理施設が運営事業対象施設であれば、運営権者が企業団へ当該施設（県所有分）の維持管理を委託するという方法も考えられますが、県により企業団へ委託としている理由をご教示ください。	本事業の実施にあたり実施したマーケット・サウンディングにおいて、上天草・宇城水道企業団による汚泥処理施設の維持管理・運営リスクを民間事業者が負担することは困難との意見が聞かれたためです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
16	実施方針	4	I	2	1	②	イ	運営事業対象施設	募集要項等の公表時の開示資料には、白鳥浄水場の汚泥処理施設の管理区分が企業団から県に変更された場合の更新及び維持管理の検討のため、更新時の設計条件、既設及び更新後の維持管理の条件を提供いただきたい。	更新時の設計条件及び更新後の維持管理の条件は、運営権者の提案に委ねます。ただし、当該施設の更新に必要と想定される費用は競争的対話において参加資格審査通過者に対して示します。
17	実施方針	4	I	2	1	②	イ	熊本地震後に実施した漏水検査について(八代)	2016年4月に発生した熊本地震後、県の単独所有施設及び共同保有施設である取水トンネル・導水トンネル・導水管・送水管・配水管等の漏水調査を実施している場合、その調査範囲と調査結果を公表いただきたい。	漏水調査範囲としては、管理棟における送水流量等の異常の有無確認や、路上からの目視が中心の管路等の漏水の有無確認になります。また、調査結果としては、大きな漏水箇所が、有明工業用水道で、配水管からの2か所確認されました。詳細は募集要項公表時に開示資料として示します。
18	実施方針	4	I	2	1	②	イ	運営事業対象施設	管理区分変更に関わる費用増減の取り扱いを競争的対話で協議するとありますが、費用増加分を運営権者が受け入れる程度が大きいほど、評価が高くなるような条件とはせず、全応募者の条件が一定となるようなルールとして頂けますようお願いします。	費用増加分の受入程度を提案書の提案事項とする予定はありません。
19	実施方針	4	I	2	1	②	イ	汚泥処理施設	「なお、汚泥処理施設の管理区分が企業団から県に変更された場合は」とあり、これは業務量に大きく関わるものと考えられます。変更される時期の目安、金額規模については公募書類にて示されるとの理解でよろしいでしょうか。	参加資格審査通過者に対し、競争的対話において、変更の見通しや当該施設の更新に必要と想定される費用を参考としてお伝えします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
20	実施方針	5	I	2	2	①	ア	事業計画の作成者	コンセッションで行う場合、運営権者が事業の発注主体になると考えます。その上で透明性のある事業計画や発注を行う上では、EPCやOMの実施者と異なる第三者が実施することが肝要であると思います。下水道における運営権ガイドラインでは、これらの事業計画はEPCなどとは別に企画調整と位置づけられており、本事業においても事業計画の作成などは、上記の考えを踏襲されとの理解でよいでしょうか。	県は、運営権者が行う統括マネジメント（事業計画の作成を含む。）により、民間の経営ノウハウ等活用による経営改善が実現することを期待しています。これを踏まえて、事業の実施体制をご提案ください。
21	実施方針	5	I	2	2	①	ア	(カ) 危機管理	既往の事業継続計画（BCP）があれば、募集要項等の公表時の開示資料として提供いただきたい。	既往の事業継続計画（BCP）はありません。
22	実施方針	5	I	2	2	①	ア	経営管理に係る業務	「以下に記載されていないものであっても、経営管理に必要な業務を実施するものとする。」とありますが、実施方針に記載されていない経営管理に必要な業務とは、具体的にどのような業務か、現在県が実施されている業務に照らしてご教示ください。	本事業の履行に必要な業務を応募者にてご判断ください。
23	実施方針	5	I	2	2	①	ア	(オ) 情報公開と説明責任について	公開が必要になる資料の内容・指定様式の有無・公開の頻度をご教示いただきたい。	県としての指定はありません。なお要求水準書（素案）に記載のとおり、公開する内容等については、運営権者が県と協議の上決定するものとします。
24	実施方針	5	I	2	2	①	ア	経営管理に係る業務	「以下に記載されていないものであっても、経営管理に必要な業務を実施する」とありますが、その必要性は運営権者の裁量で決定するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	実施方針	5	I	2	2	①	ア	経営管理に係る業務	不断の見直しと改善を行いとありますが、改善されたかどうかの定量的な測定指標もしくは測り方を明示してください。	県としての指定はありません。セルフモニタリングの方法としてご提案ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
26	実施方針	5	I	2	2	①	ア	財務管理	(イ) 財務管理に「収入および費用を区分し」とありますが、SPC 管理費用等の両事業の共通費用となる部分に関しては運営権者の裁量で合理的に配賦して構わないとの理解でよいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、県に配賦方法を説明し、事前に確認してください。また、以降配賦方法を変更する場合も、同様に説明の上、確認してください。
27	実施方針	5	I	2	2	①	ア	情報公開と説明責任	(オ) 情報公開と説明責任に「県のホームページを通じて」とありますが、県のホームページから運営権者の設置する別のページ等に誘導し、そこで閲覧可能な状況とする方法は認められるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	実施方針	5	I	2	2	①	ア	(カ) 危機管理	「運営権者は、通常状態と異なる異常事象、不可抗力を含む災害・事故等発生時の対応やその他緊急的な対応（詳細はイ(オ)、(カ)を参照。）が必要な事象が発生した場合に備え、事業継続計画（以下「BCP」という。）を作成し、適宜訓練等を行う。」とありますが、緊急対応にあたっては事業者である県や共同管理者等との連携も重要であるため、BCPの作成にあたっては、県や共同管理者等から上位計画が示されるという理解でよろしいでしょうか。	県のBCP計画として「熊本県業務継続計画及び受援・応援計画」をご確認ください。県のHPより入手可能です。
29	実施方針	5	I	2	2	①	カ	危機管理について	現在、策定済みの事業継続計画（BCP）は、ありますか。	ありません。
30	実施方針	6	I	2	2	①	ア	その他	(キ) その他に「ユーザー企業誘致に関連する施策に協力する」とありますが、具体的にどのような協力施策を想定しているかをお示しください。また、過去に実施された施策がありましたら教示ください。	運営事業対象施設の運営状況について、受水を検討している企業への情報提供を行う等の協力を想定しています。県の企業誘致部門が行う企業誘致活動自体に協力を求めるものではありません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
31	実施方針	6	I	2	2	①	ア	危機管理の訓練	適宜訓練等を行うというありますが、訓練に参加する組織及びその頻度に指定がありましたら明示してください。	指定はありません。
32	実施方針	6	I	2	2	①	ア	(キ) その他	「運営権者は、県及び地元市町等が行うユーザー企業の誘致に関連する施策に協力する。」とありますが、想定される施策や協力内容についてご教示下さい。	運営事業対象施設の運営状況について、受水を検討している企業への情報提供を行う等の協力を想定しています。県の企業誘致部門が行う企業誘致活動自体に協力を求めるものではありません。
33	実施方針	6	I	2	2	①	イ	工業用水道の供給に係る義務	供給水量については、要求水準書の水量を下回った場合におけるリスクをリスク分担表でお示し頂きたい。	募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）において示します。
34	実施方針	6	I	2	2	①	イ	(ア)工業用水等の供給について	「ユーザー企業と日常的な連絡・調整を図る」ための対応について、直接対面による対応が必要となる業務又はユーザー企業があればご教示いただきたい。	ユーザー企業のいずれを問わず、運営権者の業務履行のため、直接対面での対応が必要になる場合があると想定しています。ただし、県は要求水準が満たされる限りにおいて、連絡・調整の手段が直接対面か否かは問いません。
35	実施方針	6	I	2	2	①	イ	(ア)工業用水等の供給について	「ユーザー企業と日常的な連絡・調整を図る」ための業務マニュアル、今まで受け付けた問合せ内容を集約した資料等があれば提示いただきたい。	開示可能な資料等はありません。
36	実施方針	6	I	2	2	①	イ	(ア)工業用水等の供給について	「ユーザー企業と日常的な連絡・調整を図りながら、」の記載について、連絡手段及び連絡頻度について実績値等からご教示いただきたい。	開示可能な情報等はありません。
37	実施方針	6	I	2	2	①	イ	(ア)工業用水等の供給について	「ユーザー企業と日常的な連絡・調整を図りながら、」の記載について、連絡手段及び連絡頻度について、指定がない場合、運営権者からのご提案でも問題ないか。	県は要求水準が満たされる限りにおいて、連絡手段及び連絡頻度については指定しません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
38	実施方針	6	I	2	2	①	イ	工業用水等の供給	八代工業用水の供給に支障が出ることがないように、貴県が汚泥処理に係る企業団との契約を責任をもって管理することを明記してください。	ご指摘を踏まえて公共施設等運営権実施契約書（案）を示します。
39	実施方針	6	I	2	2	①	イ	工業用水等の供給状況の監視	「運営権者は、ユーザー企業の受水地点及び金山分水場における水質、ネットワーク全体での送配水状況を常時監視すること等により・・・」とあるが、現状、受水地点における水質を常時監視するシステムは構築されていないものと認識しています。本事業では、運営権者によりそのシステムを構築することが求められるのでしょうか。	要求水準が満たされる限りにおいて、県はその方法は問いません。
40	実施方針	6	I	2	2	①	イ	(ア) 工業用水等の供給	「なお、この業務に伴い発生する他の共同管理者との協議・調整については、運営権者とも意見調整の上で県が行う。」とありますが、汚泥処理施設の管理区分を変更する前に、県は運営権者とも意見調整すると考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の文章の対象は、「工業用水等の供給」に伴い発生する他の共同管理者との協議・調整を指しています。汚泥処理施設の管理区分の変更有無は県と上天草・宇城水道企業団との間の協議事項です。また、管理区分が変更された場合に、運営権者が当該施設の更新及び維持管理・運営を行うことは変更できない要求事項です。
41	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(ウ) ユーザー企業の管理	運営権者は、ユーザー企業の敷地に入るまでを自らの責任分担として、自らの費用負担により支管を布設することを原則とするとありますが、新規申し込みについては想定が困難であることから、布設費用に見合った按分率の変更が必要と考えますが、布設費用と按分率はどのような関係となるか提示していただきたい。	ご指摘を踏まえて、県が誘致したユーザー企業については、支管の布設費用を県が負担するものとします。他方、運営権者が誘致したユーザー企業については、給水量増加による工業用水料金の増加分の全額を運営権者が収受することを前提に、布設費用は運営権者負担とします。詳細は、募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
42	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(ウ)ユーザー企業の管理について	「定期的に検針(使用水量の測定)、料金の徴収等の業務を行う。」の記載について、毎月20日を目途に請求を行うことが可能であれば、検針のタイミングは問わず、期日は設けられていないとの理解で問題ないか。	ご理解のとおりです。
43	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(ウ)ユーザー企業の管理について	検針頻度がユーザー企業毎に異なる場合、それぞれに対する検針頻度をご教示いただきたい。	検針頻度について全ユーザー同一です。「熊本県工業用水道供給規程第18条」をご参照ください。
44	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(ウ)ユーザー企業の管理について	「県は、新規申し込み等があった場合には運営権者と協議を行う」とあるが、県と運営権者間で協議する内容は、具体的にどのようなものかご教示いただきたい。	主にユーザー企業による布設費用の負担要否等が想定されます。
45	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(ウ)ユーザー企業の管理について	「運営権者は、ユーザー企業からの工事申請の受付や竣工検査の立会等の協力を行う」とあるが、具体的な協力内容(申請書の代理受付、竣工検査の代理立会等)をご教示いただきたい。	熊本県工業用水道供給規程に基づく給水手続きにおける現地対応業務への協力を想定しています。
46	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(ウ)ユーザー企業の管理について	検針業務・使用水量の決定・料金徴収に関する業務の具体的な内容や業務フローが記載されている資料等があれば、ご提示いただきたい。	業務内容については、「熊本県水道管理条例」をご参照ください。業務フローを記載した資料はありません。
47	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(ウ)ユーザー企業の管理について	検針業務・使用水量の決定・料金徴収に関する業務において、事業開始後も継続して使用しなければならない機材・システム等があれば、ご教示いただきたい。 また、業務実施場所が指定又は限定される業務があれば、併せてご教示いただきたい。	県所有の機材、システム等は特にありません。 また、機械式流量計を使用しているユーザーについては、現地にて検針業務が必要となります。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
48	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(ウ)ユーザー企業の管理について	料金徴収に関して、現時点でユーザー企業が選択している使用料金の納付方法(口座振替、請求書での銀行振込、現金払い等)をご教示いただきたい。	現行は、全ユーザーが請求書での銀行振込です。
49	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(ウ)ユーザー企業の管理について	量水器の検定期間満了に伴う取替について、ユーザー企業からの取替に関する資料の授受及び管理業務があれば、ご教示いただきたい。	「熊本県工業用水道供給規程 第21条第1項」をご参照ください。給水施設の新設、増設、改造、補修等の工事を施工しようとするときは、事前に県による承認が必要です。
50	実施方針	7	I	2	2	①	イ	ユーザー企業の管理	(ウ)ユーザー企業の管理に「定期的に検針」とありますが、頻度は毎月1回、そしてユーザー企業の敷地内にユーザー企業によって設置された流量計を物理的に読み取ることによって実施するとの理解でよいでしょうか。また、ユーザー企業が設置した流量計の数値に何らかの誤りがあった場合の対応は県が実施し、流量計の校正・再検定等の業務は運営権者の業務範囲外との理解でよいでしょうか。	前段については、基本的にはご理解のとおりですが、電気式流量計を使用するユーザー企業について記録紙の提出で代替している場合があります。ユーザー企業毎の対応については、募集要項等の公表時に開示資料で示します。後段については、量水器を含む給水施設の「給水施設の設置基準」に従った設置は、熊本県工業用水道供給規程第19条に基づきユーザー企業の義務です。したがって、流量計の校正・再検定等はユーザー企業が行います。
51	実施方針	7	I	2	2	①	イ	ユーザー企業の管理	運営権者は、ユーザー企業の敷地に入るまでを自らの責任分担として、とありますが、これは現状のユーザー企業にも適用されますでしょうか。現状が異なる場合には、現状の責任分解点を図面等でお示ください。	原則としてご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
52	実施方針	7	I	2	2	①	イ	ユーザー企業の管理	ユーザー企業の敷地内においては、運営権者の業務範囲は、検針・料金の徴収、県からの要請を受けた工事申請の確認、竣工検査等を行うことであり、それ以外は運営権者の業務範囲外との理解でよいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、それ以外の業務を応募者側が想定している場合には、競争的対話で調整します。
53	実施方針	7	I	2	2	①	イ	修繕の外注先又は購入先企業の選定	3社以上の外注先又は購入先から見積り取得するとありますが、SPC構成企業も外注先又は購入先の一つという理解でよいでしょうか。また、資材、役務等調達時に必要な見積りは、金額の大小によらず、契約ごとに必要となるのでしょうか。	前段については、運営権者（SPC）への出資者も見積もり取得先の一つとしていただいで差し支えありません。後段については、ご理解のとおりです。
54	実施方針	7	I	2	2	①	イ	施設機能の保持	（エ）施設機能の保持に「3社以上の～適正化に努めるもの」とありますが、様々な制約の中で合理的なコストで施工可能な業者が限定される場合には、その理由を付して県の承認を得れば、2社以下の見積もり、あるいは随意契約とすることも可能であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	実施方針	7	I	2	2	①	イ	施設機能の保持	管路の修繕について、本管の修繕が管そのものの交換となる場合は更新とみなし、運営権者の業務範囲外とするとありますが、さや管工事やφ300mm以上の補修バンド等の設置は更新工事と同等レベルと考えられます。このような場合の所掌の取扱いは貴県の所掌としていただきたくお願いします。	修繕に管路の断水を伴う場合は更新と同様にみなしますが、補修バンド等の管路通水を継続しながら施工する工事は運営権者の業務範囲とします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
56	実施方針	7	I	2	2	①	イ	施設機能の保持	本文に記載されていない埋設管路（場内配管）についても取水／導水／送水トンネルや導水／送水／配水管と同様に扱われるものとの理解でよいでしょうか。更新の取扱いについても同様という理解でよいでしょうか。	場内管路は浄水場と一体の施設であるため、運営権者が自らの費用負担により修繕及び更新を行うものとします。
57	実施方針	7	I	2	2	①	イ	施設機能の保持	管路修繕について、外部業者に委託する費用については記載がありますが、その業者に発注・監督する運営権者の人件費も貴県の費用負担範囲に含まれるとの理解でよいでしょうか。	運営権者の費用負担とします。
58	実施方針	7	I	2	2	①	イ	施設機能の保持	取水・導水・送水トンネルについては、運営権者は要求水準書に定める定常的な維持管理（道路上からの目視点検）のみを行うものとしていますが、道路上からの目視点検で予測し得ない漏水が起因する陥没等の事故が生じた場合の責任分担は貴県という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	実施方針	7	I	2	2	①	イ	施設機能の保持	導水管・送水管・配水管については、本管・支管を問わず漏水事故発生時の修繕も実施するとありますが、漏水事故発生時は漏水状況確認のための試掘調査を行った後、その漏水状況に応じて修繕か更新かの判断を行うものと理解しています。試掘の費用負担方法及び修繕・更新の判断基準をご教示ください。	試掘の費用負担（運営権者の人件費は除く。）は県が負担します。修繕・更新の判断は管路の通水継続可否を基準として、県が修繕・更新の判断を行います。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
60	実施方針	7	I	2	2	①	イ	施設機能の維持について	「導水管・送水管・配水管については、定期的な維持管理に加えて、本管・支管を問わず、漏水事故発生時の修繕も実施する（本管の修繕が管そのものの交換となる場合は更新とみなし、運営権者の業務範囲外とする）」 本管の一部を切断・撤去し、同様に切断した新しい管をバンドで止めた場合も、運営権者の業務範囲外とみなされますか。	修繕に管路の断水を伴う場合は更新とみなしますが、管路通水を継続しながら可能な工事は運営権者の業務範囲とします。
61	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(ウ) ユーザー企業の管理	「運営権者は、熊本県工業用水道管理条例（以下「管理条例」という。）に基づき、定期的に検針（使用水量の測定）、料金の徴収等の業務を行う。」とありますが、滞納、不払い、延滞金の徴収並びに料金の減免の実績に関する情報をご教示ください。	これまで滞納、不払い等の実績はありません。 減免については、平成28年4月に八代工業用水道の浄水場施設の全停電に伴う給水制限に対して料金の減免を行った実績があります。 また、有明工業用水道においては、竜門ダム建設前に異常渇水に伴う給水制限に対して料金減免の実績があります。
62	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(ウ) ユーザー企業の管理	「運営権者は、ユーザー企業からの工事申請の受付や竣工検査の立会等の協力を行う。」とありますが、具体的な協力内容と想定される頻度をご教示下さい。	熊本県工業用水道供給規程に基づく給水手続きにおける現地対応業務への協力を想定しています。
63	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(エ) 施設機能の保持	「なお、管路の修繕については、それに要する費用は県が負担し、」とありますが、管路の更新の誤りでしょうか。	誤りではありません。管路の修繕に要する費用（運営権者の人件費は除く。）は県が負担します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
64	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(エ) 施設機能の保持	「導水管・送水管・配水管については、定常的な維持管理に加えて、本管・支管を問わず、漏水事故発生時の修繕も実施する」とありますが、導水管・送水管・配水管の漏水事故実績に関する情報（発生頻度、過去に発生した場所、事故による影響の内容等）をご教示ください。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。これが県が開示可能な情報のすべてです。
65	実施方針	7	I	2	2	①	イ	(ウ) 新規ユーザー企業	『運営権者は、ユーザー企業の敷地に入るまでを自らの責任分担として、自らの費用負担により支管を布設することを原則とするが…』とありますが、今後の見通しとして、新規ユーザー企業の情報等ありましたら、開示頂くことは可能でしょうか。	参加資格審査通過者に対し、競争的対話において、今後の見通しを県が把握している範囲でお伝えします。
66	実施方針	7	I	2	2	①	イ	「(エ) 施設機能の保持」業務に係る運営権者の負担	運営権者の業務は定常的な維持管理、及び修繕であり、更新業務は県が行うことと記載されていますが、修繕と更新を区別する基準をお示しください。また、だれが、どの時点で、修繕・更新の区別に係る判断を行うのでしょうか。	補修に管路の断水を伴う場合は更新とみなしますが、管路通水を継続しながら対応可能な場合は修繕とします。ただし、一時的な断水が可能な支管については、交換を伴わない限り修繕と判断します。
67	実施方針	7	I	2	2	①	イ	「(エ) 施設機能の保持」業務に係る運営権者の負担	突発的な事故等に起因する緊急時の対応についての責任の所在や費用分担等のリスク分担をどのようにお考えでしょうか。	実施方針に規定の考え方を基本としますが、詳細は募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
68	実施方針	8	I	2	2	①	イ	(オ) 異常事象への対応と災害・事故等発生時の初動対応	災害・事故等が不可抗力に該当する場合、初動対応に係る運営権者の人件費は運営権者が負担するとあるが、災害・事故等の規模が甚大なもので、初動対応に運営権者が構成企業等からの応援要員をもって対応した場合、本復旧と同様にその費用負担（応援要員に係る人件費）については県と運営権者が費用負担について協議する場を設けていただきたい。	原文のとおりを基本としますが、協議の実施自体については妨げません。
69	実施方針	8	I	2	2	①	イ	(オ) 異常事象への対応と災害・事故等発生時の初動対応について	過去5年間に発生した取水トラブル・水質トラブルの発生件数及び原因、内容をご教示いただきたい。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。これが県が開示可能な情報のすべてです。
70	実施方針	8	I	2	2	①	イ	初動対応費用	初動対応の具体的な範囲は、要求水準書等で示されるとの理解でよいでしょうか。また、運営権者が負担する「上限金額」は、「1件当たり」と「累積」のいずれも設定されるとの理解でよいでしょうか。	前段については、初動対応の範囲は要求水準書（素案）の範囲を予定していますが、その具体的な範囲については、応募者の必要に応じて競争的対話で調整することとします。後段については、年度当たりの負担上限額の下限值（例：100万円）を設定し、応募者に提案を求める予定です。
71	実施方針	8	I	2	2	①	イ	異常事象への対応と災害・事故発生時の初動対応	BCP等の定めとありますが、ここでのBCPは県および運営権者のどちらが作成したものを指しますか。 既に県が作成したBCPがあるのであれば、事前に開示をお願いいたします。	前段については、運営権者が作成したものです。後段については、県による既成のBCPはありません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
72	実施方針	8	I	2	2	①	イ	異常事象への対応と災害・事故発生時の初動対応	(オ)に「初動対応に係る運営権者の人件費は運営権者が負担する」とありますが、復旧時の逆インセンティブの発生を防ぐことを目的として、運営権者の帰責による事故を除き、人件費についても負担上限を設定し、それを超える分は県が負担するというルールにして頂きますようお願いいたします。	運営権者の負担とします。
73	実施方針	8	I	2	2	①	イ	異常事象への対応と災害・事故等発生時の初動対応	『適切な初動』とありますが、初動の期間について、『施設の被災状況の確認、施設の被災を防止又は軽減するための措置や給水継続のための緊急的な仮復旧』が完了するまでという認識で宜しいでしょうか。目標となるような期間は定められているのでしょうか。	前段については、基本的にご理解のとおりです。より詳細な確認が必要な場合は、競争的対話で調整するものとします。後段については、災害の内容や程度により異なると想定されるため、一律の目標はありません。
74	実施方針	8	I	2	2	①	イ	異常事象への対応と災害・事故発生時の初動対応	原水の異常について、過去の実績より、どのレベルまでが維持管理の範囲で対応可能なのか、不可抗力なのかの線引きが必要と考えます。過去10年間分の原水水質と浄水水質のデータをお示してください。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。
75	実施方針	8	I	2	2	①	イ	災害発生・事故等発生時の初動対応後の対応	運営権者が初動対応を行った後の本格復旧等の対応は、原則として運営権者の責任と費用負担の下で～とありますが、本規定は迅速な初動対応の弊害となる恐れがあるため、不可抗力の場合と同様に協議の上で決定として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
76	実施方針	8	I	2	2	①	イ	(オ) 異常事象への対応と災害・事故等発生時の初動対応	第三者（例えば電力、NTT等の他事業者）の帰責事由により配水管等がき損した場合、運営権者の初動対応費用、修繕費用並びに給水停止等によるユーザー企業への補償等に係る費用等の第三者に対する賠償請求については、当該資産の所有者である県が主体となって行うという理解でよろしいでしょうか。	第三者の帰責事由によって発生した損害等については、県及び運営権者が、自らに生じた損害等をそれぞれ当該第三者に対して請求することになります。なお、運営事業対象施設に生じた損害については、ご理解のとおり県が当該第三者に対して請求します。
77	実施方針	8	I	2	2	①	イ	(オ) 異常事象への対応と災害・事故等発生時の初動対応	ユーザー企業との水質トラブルについて、過去の実績（頻度、頻度が多い場所、水質トラブルの内容等）をご教示ください。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。これが県が開示可能な情報のすべてです。
78	実施方針	8	I	2	2	①	イ	(オ) 異常事象への対応と災害・事故等発生時の初動対応	「・取水施設での異物の詰まり等による取水トラブル」が例示されていますが、八代工業用水道事業のうち新遥拝堰から松高用水路までは、運営事業対象施設ではないため、当該トラブルについては運営権者の責任範囲外と考えてよろしいでしょうか。	直接のトラブル対応については、責任範囲外ですが、工水供給に必要な運転・連絡・調整等は運営権者の責任範囲内になります。
79	実施方針	8	I	2	2	①	オ	原水の異常について	原水の異常原因については運営者側の責任範囲外と考えますので、費用負担に関しては、免責と考えてよろしいですか。	リスク分担表の考え方を基本とします。詳細は募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。
80	実施方針	8	I	2	2	①	オ	災害発生・事故等発生時の初動対応後の対応について	過去直近5年間で本項目に該当する内容また対応に要した時間をすべて提示頂けますか。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。これが県が開示可能な情報のすべてです。
81	実施方針	8	I	2	2	①	イ	「(カ)災害発生・事故等発生時の衝動対応後の対応」における初	ここでいう「初動対応」とはいつの時点までの対応のことを意味しているのでしょうか。	施設の被災状況の確認、施設の被災を防止又は軽減するための措置や給水継続のための緊急的な復旧を指しています。より詳細な確認が必要な場合は、競争的対話で

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
								動対応		調整するものとします。
82	実施方針	8	I	2	2	①	イ	「(カ)災害発生・事故等発生時の衝動対応後の対応」の負担	「災害発生・事故発生時において、運営権者が初動対応を行った後の本格復旧等の対応は原則として、運営権者の責任と費用負担の下で運営権者が主体となっていく」と記載されていますが、民間側に負担が偏っているように見受けられます。責任と費用負担については「県と運営権者との間で協議」したうえで決定するという方針への変更をご検討ください。	原文のとおりとします。なお、不可抗力に該当する災害等については別途のリスク分担としており、民間側に負担が偏っているとは考えていません。
83	実施方針	9	I	2	2	①	ウ	更新計画及び更新実施計画の作成等	県が示す「更新計画」とはどの程度詳細なものを予定されておりますか？更新する機器リストと年度毎に金額が記載されている程度のものを予定されているのでしょうか。 また、八代工水の汚泥施設を更新する際は、汚泥を濃縮槽にプールすることにより仮設備を作らずに施工することは可能でしょうか。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。また、後段については、更新時の設計条件は、運営権者の提案に委ねます。ただし、当該施設の更新に必要と想定される費用は競争的対話において参加資格審査通過者に対して示します。
84	実施方針	9	I	2	2	①	ウ	更新計画及び更新実施計画の作成等	提案書提出時の更新計画には、八代工水の汚泥処理施設は含まれるのでしょうか。	含まれません。
85	実施方針	9	I	2	2	①	ウ	更新計画及び更新実施計画の作成等	更新工事の見直しを行うことができる範囲は、計画変更の内容の妥当性について、県に合理的な説明を行うことができる範囲に限定するとあります。提案書に記載した内容については、既に合意されたものと捉え、改めて貴県への説明は不要という理	「提案書に記載した内容」が運営権者が提案時に提案した更新計画を指しているのであれば、ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
									解でよいでしょうか。	
86	実施方針	9	I	2	2	①	ウ	更新の実施	有明工水、八代工水ともに施設は複数系列で構成されており、更新、修繕等で1系列停止する際は、残りの系列で施設機能を保持できるという理解でよろしいでしょうか。 また、施設機能を保持することができない場合、増加費用が発生した場合には、貴県にて負担いただけるとの理解でよいでしょうか。	ブロック形成池・沈殿池については複数系列で構成しており、ご理解のとおりです。後段については、工業用水等の供給継続が可能となるよう更新、修繕等を行ってください。
87	実施方針	9	I	2	2	①	ウ	(ア) 更新計画及び更新実施計画の作成等	「当初予定していた更新の先送りを含む残事業期間の更新計画と次期5年間の更新実施5箇年計画の見直しを行うことができる。」とあり、一方で、「残事業期間の更新計画及び次期5年間の更新実施5箇年計画は、運営権者選定時の提案と整合することを原則とし、」とありますが、実施契約で合意した更新計画に対して、実施年度が前後に期ずれすることは許容されるという理解でよろしいでしょうか。	期ずれについて、計画変更内容の妥当性について県に合理的な説明を行うことができる範囲でご理解のとおりです。なお、詳細は募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。
88	実施方針	10	I	2	2	①	ウ	(エ) 補助金の申請	補助金の申請手続き等について、各種検討や書類作成等の支援を行うとあります。各種検討とは事業評価書の作成等と考えますが、募集要項等の公表時に、現時点で想定している補助金の申請手続きについて提示していただきたい。また、現時点で想定できないもの（新たな補助金制度による場合など）については、支援業務の費用負	現時点で想定される補助金は、県又は福岡県が申請する工業用水道事業費補助金です。また、ご指摘については、運営権者の費用負担としますが、協議の実施については妨げません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
									担について、県と運営権者が協議する場を設けていただきたい。	
89	実施方針	10	I	2	2	①	ウ	更新の実施	『更新の実施に必要な資材や役務の調達方法は、補助金の申請に必要な仕様等の指定事項を含む要求水準を満足している限りにおいて、運営権者の裁量にゆだねるものとする』とありますが、調達後の支払いや手続きの方法についてもゆだねていただけるという理解でよいでしょうか。	調達後の支払いについてはご理解のとおりです。ただし、「手続きの方法」についてはご想定の範囲次第ですが、県又は共同管理者が行う実績報告等のため、その手続きの方法を指定する場合があります。
90	実施方針	10	I	2	2	①	ウ	県及び共同管理者が行う更新への協力	(ウ)に「必要な範囲」とありますが、具体的な例示をしていただけますようお願いいたします。	劣化度調査や更新等に伴うトンネル充排水操作や施設の運転停止・復旧操作、ユーザー企業への周知等を想定しています。
91	実施方針	10	I	2	2	①	ウ	補助金の申請	補助金申請について『各種検討や書類作成等の支援を行う』とありますが、ここでの『支援』とは、各種検討や書類作成自体を指すのか、あるいは検討、書類作成を支援することを指すのかを教示ください。	県が行う検討や書類作成等の支援を行うことを指しています。
92	実施方針	10	I	2	2	①	ウ	補助金の申請	補助金の『取扱い』について、具体的な例示をお願いします。	補助金を受けた場合の按分率の変更等を想定していますが、その詳細は募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書(案)をご参照ください。
93	実施方針	10	I	2	2	①	ウ	(イ)更新の実施	「運営権者は、更新工事が完了した都度、更新実施報告(実際に要した更新事業費を含む。)を県に提出し、県及び共同管理者による資産計上や負担金の支払い等が円滑に進むよう協力する。」とありますが、公営企業会計に係る勘定科目の仕分け等については、更新実施報告を基に県が行うとい	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
									う理解でよろしいでしょうか。	
94	実施方針	10	I	2	2	①	ウ	(イ) 更新の実施	「運営権者は、自らが策定し、県等の関係者で合意した本事業開始から本事業終了までの更新計画及び更新実施5箇年計画（更新対象設備、実施年度、更新事業費等）とそれに基づく更新実施計画単年度計画に基づき更新を実施する。」とありますが、県等の関係者とは、福岡県、荒尾市、大牟田市及び上天草・宇城水道企業団という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	実施方針	10	I	2	2	①	ウ	(ウ) 県及び共同管理者が行う更新への協力	「運営権者は、県及び共同管理者が導水トンネル等の劣化度調査や更新等を実施する際には、必要な範囲で協力するものとする。」とありますが、協力は有償にて行うという理解でよろしいでしょうか。また、協力内容の具体例についてご教示下さい。	運営権者が収受する利用料金、共同管理者からの負担金、更新投資負担金の範囲で協力を求めます。また、県及び共同管理者が外部委託する場合に、運営権者に発注支援を求めるものではありませんが、より詳細な確認が必要な場合は、競争的対話で調整するものとします。
96	実施方針	10	I	2	2	①	ウ	(ウ) 県及び共同管理者が行う更新への協力	「導水トンネル等の工事により工業用水等の供給ができない場合の収入の取扱いは実施契約に定める。」とありますが、運営権者がユーザー企業に対する補償責任を負わない旨も明示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	実施方針	10	I	2	2	①	ウ	(エ) 補助金の申請	「なお、補助金の交付を受けた場合には、補助金の取り扱いについて都度、運営権者と県が協議するものとする。」ありますが、想定される協議事項についてご教示下さい。	補助金を受けた場合の按分率の変更等を想定していますが、その詳細は募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
98	実施方針	10	I	2	2	①	ウ	「(イ) 更新の実施」に係る更新負担金	「更新工事が完了した都度、更新実施報告(実際に要した更新事業費を含む。)を県に提出し、県及び共同管理者による資産計上や負担金の支払い等が円滑に進むよう協力する。」と記載されていますが、負担金の金額はどのような計算により決定することを想定されていますか。特に、運営権者が更新工事に要した実費に基づき負担金が算定される場合、運営権者の費用削減の動機がなくなってしまう恐れがありますが、運営権者の更新投資費用削減のインセンティブを付与するようなスキームをご検討ください。	運営権者が更新投資に要した費用に基づき負担金を算定します。その詳細は、募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書(案)で示します。なお、県は、「運営権者経費」の導入により最適な更新投資計画が応募者より提案されることを期待しています。また、事業開始後についても、県の共有持分部分については、実際の更新費用が削減された場合に県が按分率の変更(減少)を求めることはないため、運営権者のインセンティブになると考えています。ただし、共同管理者の共有持分部分については、共同管理者からの建設負担金が毎年度精算となることから同様のスキーム導入はできないと考えています。
99	実施方針	10	I	2	2	②		任意事業	「任意事業とは、運営事業対象施設を含む敷地において、全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。」とありますが、任意事業を運営事業対象施設を含む敷地以外で行うことが可能か否かご教示ください。	可能としますが、義務事業に関連する範囲内とします。
100	実施方針	10	I	2	2	②		任意事業	「県が本事業で行う民間事業者の募集及び選定において最も高い評価結果を得た応募者(以下「優先交渉権者」という。)を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、」とありますが、任意事業の提案は評価対象という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に示す優先交渉権者選定基準をご参照ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
101	実施方針	10	I	2	2	②		任意事業	「県が本事業で行う民間事業者の募集及び選定において最も高い評価結果を得た応募者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、」とありますが、任意事業の実施にあたっては、県や関係機関の許認可を必要とする場合があります。その場合、提案段階で実現を担保することが困難なことも考えられますが、その点について県の考え方をご教示下さい。	任意事業は運営権者自らの費用と責任により行われるものとしします。ただし、提案内容と県に求められる範囲にもよりますが、県は必要な協力は行います。また、県は提案された任意事業の履行を原則として求めます。
102	実施方針	10	I	2	2	②		任意事業のための賃貸借等	任意事業のために本事業用地及び施設を県から賃貸借等を受けるにあたって、制約、条件等がありましたらあらかじめお示しください。また、賃貸借等の契約書等のフォームをご開示いただけますようお願いいたします。	前段については、競争的対話において具体的な任意事業の内容を確認した上で回答します。後段については、募集要項等の公表時に示す公共施設等実施契約書（案）に含めて公有財産賃貸借契約書の雛形を示します。
103	実施方針	10	I	2	2	②		任意事業	任意事業につき、事業期間中の内容変更や中止は、運営権者の裁量としてお認めいただき、自由度を高めていただけますようお願い致します。	任意事業の内容変更や中止の条件等の詳細は、募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。
104	実施方針	11	I	2	2	②		（参考）共同管理者との協議・調整、負担金等の請求及び支払	たとえば、共同管理者と締結済の協定書内容の変更や、運営権設定にあたり必要となる各種調整や手続きは県にて対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
105	実施方針	11	I	2	2	②		任意事業	「任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。」とありますが、義務事業においても事業の効率化の観点から財産の処分を必要とすることが想定されます。その場合、義務事業においても同様の取り扱いと考えてよろしいでしょうか。	義務事業における財産処分に関しては、経済産業省の「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成16・06・10会課第5号)をご参照ください。なお、「財産処分」が必要となる義務事業における更新は原則として認めないものとします。
106	実施方針	11	I	2	2	②		任意事業	「最も高い～提案することができ」とありますが、任意事業は評価の対象外であるとの理解でよいでしょうか。 また、応募時に提案した事業内容を事業開始後に変更する(あるいは見直しする)ことは認められるのでしょうか。	募集要項等の公表時に示す優先交渉権者選定基準をご参照ください。また、県は提案された任意事業の履行を原則として求めます。
107	実施方針	11	I	2	2	②		補助金の返還	過去の補助事業の内容(時期、対象物など)をご教示ください。また、補助金の返還が発生した事例があればご教示ください。	経済産業省の「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成16・06・10会課第5号)における「財産処分」が必要となる義務事業における更新は原則として認めないものとします。その上でご質問の情報が必要な場合は、その必要性について競争的対話でご説明ください。
108	実施方針	11	I	2	2	③		事業方式(運営権の設定によるPFI事業)	提案書提出時において、八代工水の汚泥処理施設の停止条件付運営権が停止されるのはいつ頃を見込めばよいでしょうか。	参加資格審査通過者に対し、競争的対話において、管理区分変更の見直しをお伝えします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
109	実施方針	11	I	2	3		事業方式（運営権の設定によるPFI事業）	汚泥処理施設について、八代工水の汚泥処理施設は含まないとなっておりますが、運営権事業開始初期（5年以内）に汚泥処理施設の更新計画策定と施工の実施を含めていただきたい。	参加資格審査通過者に対し、競争的対話において、管理区分変更の見直しをお伝えします。
110	実施方針	11	I	2	3		事業方式（運営権の設定によるPFI事業）	「運営権は有明工業用水道事業、八代工業用水道事業のそれぞれに設定する」とありますが、例えば不可抗力(p.37)などの場合一方だけの運営権を放棄すると運営権者の経営が成り立たなくなることから、運営権を一体として設定するようにしていただきたい。	原文のとおりとします。なお、不可抗力に起因して本事業の継続が困難であると判断したときには、県又は運営権者は本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
111	実施方針	11	I	2	3		事業方式	「停止条件付運営権を設定」とありますが、停止条件の解除時期によって運営権者の事業収支が大きく変動します。変動分は精算をして頂けるとの理解で良いでしょうか。また、具体的な精算方法は実施契約書等で示されるとの理解で良いでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、按分率等の改定に係る一般条項としての規定を想定しています。
112	実施方針	11	I	2	3		運営権	運営権は、有明工業用水道事業、八代工業用水道事業でそれぞれ設定とあるが、八代工業用水道事業の汚泥処理施設の停止条件付運営権は、八代工業用水道事業の運営権とは別個の運営権になるのか、それとも八代工業用水道事業の運営権の変更で対応されるのか、ご教示ください。	八代工業用水道に設定される一つの運営権の一部が停止条件が充足されることにより効力を発生します。
113	実施方針	12	I	2	4	②	事業期間の延長	事業期間の延長を必要とする事由が生じた場合とは、具体的にどのような事由でしょうか。また、それら事由は、官・民いずれの責かによって取扱いが変わるのでしょうか。	事業期間の延長を行うことが合理的に必要と思われる事由が生じた場合です。また、県及び運営権者のいずれも本事業の延長を申し出ることができるものとするを予定しています。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
114	実施方針	12	I	2	4	④	イ	事業終了日において運営権者の更新に伴い残存価値が残る更新投資の取扱い	「残存価値相当額は更新実施5箇年計画及び更新計画見直し時において県と確認し、事業期間の最後の5年間の更新実施5箇年計画見直し時において県と最終的に合意する。」とありますが、更新実施5箇年計画見直し時ではなく、更新実施5箇年計画時の誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。
115	実施方針	12	I	2	4	④	イ	事業終了日において運営権者の更新に伴い残存価値が残る更新投資の取扱い	「ただし、残存価値相当額の見直し（5年ごとの県による確認の後の見直し及び県と最終的に合意した後の見直し）は、県の収支に配慮した上で行わなければならない、」とありますが、県の収支に配慮とはどのような意味かご教示下さい。	県が残存価値相当額を支払う場合には、県は予算措置を行う必要があります。そのため残存価値相当額が大幅に変更する場合、県の予算措置が困難になることもあるため、配慮を求めるという意味です。
116	実施方針	12	I	2	4	④	イ	事業終了日において運営権者の更新に伴い残存価値が残る更新投資の取扱い	県が運営権者に支払う残存価値相当額（事業期間中の更新投資に伴う未償却残高）について上限額等は設定されないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	実施方針	12	I	2	4	④	イ	事業終了日において運営権者の更新に伴い残存価値が残る更新投資の取扱い	残存価値相当額（事業期間中の更新投資に伴う未償却残高）の見直しについて、事業期間の最後の5年間の更新計画は、県の収支に配慮して提案する必要があるということでしょうか。	残存価値相当額（予定）は、更新計画5箇年計画の策定の都度、県の確認を得ていただく必要がありますが、事業実施期間中に当該金額が見直されることもありえます。県が残存価値相当額を支払う場合には、県は予算措置を行う必要があります。そのため残存価値相当額が大幅に変更になる場合、県の予算措置が困難になることもあるため、配慮を求めるという意味です。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
118	実施方針	12	I	2	4	④	イ	更新投資の残存価値相当額の算定方法	「県は、事業期間終了後、義務事業において事業期間に運営権者が行った更新投資の残存価値相当額(事業期間中の更新投資に伴う未償却残高)を運営権者に支払う」と記載されていますが、当該残存価値相当額は、県の償却方法に基づく固定資産台帳上の未償却残高を意味していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	実施方針	12	I	2	4	④	イ	残存価値	「残存価値相当額」とありますが、具体的な評価方法は実施契約書等で示されるとの理解で良いでしょうか。	公営企業会計のルールに則した県の償却方法に基づきますが、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書(案)で示します。
120	実施方針	12	I	2	4	④	イ	事業期間終了時の取扱いについて	「更新投資の残存価値相当額(事業期間中の更新投資に伴う未償却残高)を運営権者に支払うものとする。」と記載されておりますが、更新投資の際の償却年数については、会計処理に基づく水道施設の償却期間となりますか。	地方公営企業法上の法定耐用年数での償却期間です。
121	実施方針	12	I	2	4	④	エ	業務の引継	引継に要する費用は、運営権者の負担とありますが具体的にはどのような費用でしょうか。また、既設業者からの引継費用はどのような取扱いでしょうか。	前段については、要求水準に基づき行われる引継に要する費用です。後段についても、運営権者の費用負担です。
122	実施方針	12	I	2	4	④	オ	運営権者解散後の構成員の責任分担	代表企業が継承する責任はどの程度の期間でしょうか。また、責任とは運営権者が行った工事に限定されるものでしょうか。	前段については、運営権者が県に対して負う責任(瑕疵担保責任を含む。)期間と同一です。後段については、更新工事の対象に限定されず、運営事業対象施設全体が対象です。ただし、白島浄水場の汚泥処理施設(本事業終了日において、同施設が運営権者の管理区分に含まれない場合に限る。)を除き、管路及びトンネルについては、運営権者が修繕を実施した範囲に限ります。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
123	実施方針	12	I	2	5	④		利用料金の徴収	催促をしても未納が長期にわたって継続する場合は、どのくらいの期間でしょうか。また、未納分は運営権者の収入に直接反映するのでしょうか。	前段については、公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。後段については、未納分が利用料金（運営権者収受分）を指す場合、当該分は県ではなく、運営権者が有する債権です。
124	実施方針	12	I	2	6	③		需要変動	運営権者の利用料金の構成のうち該当する費目について調整とは、契約水量が変動した場合でも費目によっては按分率の変更はしないということでしょうか。	ご理解のとおりです。変動費的費目については見直し対象とはしない予定ですが、詳細は募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。
125	実施方針	13	I	2	4	④	ウ	任意事業用に係る運営権者が所有する資産等	・・・必要と認めた場合、「残存価値」を勘案し買い取ることができる。とありますが、例えば維持管理上の工夫や仕様面での工夫により、明らかに長期間の使用が見込めるようなものがあつた場合には、価値の向上が見込めるものと考えます。このようなものを勘案し、残存価値に「上乗せ額」を見込むこともご検討ください。	原文のとおりとします。
126	実施方針	13	I	2	4	④	エ	業務の引継ぎ	「なお、引継に要する費用については、運営権者の負担とする。」とありますが、引継ぎ先となる県又は県の指定する者に係る人件費等その他経費については、県又は県の指定する者が費用負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
127	実施方針	13	I	2	4	④	エ	業務の引継ぎ	「なお、引継ぎに要する費用については、運営権者の負担とする。」とありますが、引継ぎ先である県又は県の指定する者の帰責事由により、業務の引継ぎが本事業期間内に完了しなかった場合、本事業終了後に要した業務の引継ぎに係る運営権者の人件費等その他経費については、引継ぎ先である県又は県の指定する者が費用負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	実施方針	13	I	2	4	④	オ	運営権者解散後の構成員の責任分担	事業終了後の瑕疵担保責任をSPC解散後も代表企業が負うとの認識でよろしいでしょうか。その場合、SPCが解散後に代表企業に残る瑕疵について、定義を示していただきたい。	募集要項等として案を公表予定の公共施設等運営権実施契約が認める限りにおいて運営権者（SPC）が解散する場合はご理解のとおりです。また、運営権者が負う瑕疵担保責任は実施方針（32頁）に記載のとおりを予定していますが、詳細は公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。
129	実施方針	13	I	2	4	④	オ	運営権者解散後の構成員の責任分担	解散後の運営権者の責任の承継について、代表企業含めSPC構成員間で特段の合意をした場合には当該会社間ではその合意が優先する、との理解でよろしいでしょうか。	応募者にてご判断ください。なお、運営権者（SPC）の株主間での合意内容に拘わらず、県は代表企業に債務を引受けるよう求めます。
130	実施方針	14	I	2	5	②		各期の案分率の合意	予見可能性の観点から、募集要項等で示された案分率の上限の範囲内であれば、運営権者が提案した案分率をそのまま認められるという理解でよいでしょうか。もし、運営事業者が提案した案分率につきそのまま合意いただけない可能性がある場合は、県においてはどのような要素を検討して、どのように判断されるのかをご教示ください。	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
131	実施方針	14	I	2	5	②		按分率の上限値	「按分率の上限値」とありますが、按分率の提案を考えるにあたり、上限値の算定根拠をお示しいただけますようお願いいたします。	提案する按分率は応募者にてご検討ください。なお、実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、参考としてご参照ください。これが県が開示可能な情報のすべてです。
132	実施方針	14	I	2	5	③		利用料金の構成	県収受分料金の構成についてご教示下さい。	県収受分料金の具体的な構成はありませんが、県は本事業導入後も県が継続して負担する費用の一部に県収受分を充当します。
133	実施方針	14	I	2	5	③		利用料金の構成	利用料金の構成として「役務費(運転管理委託費等)」～「一般管理費(経営に係る人件費等を含む)」とありますが、この中に施設更新費にかかる事業者負担分が含まれておりません。施設更新費における事業者負担分の費用計上項目については、利用料金とは別出しにて提示するという理解でよろしいでしょうか？ ※「施設更新費」について ・更新投資負担金(八代) ・建設負担金(有明) ・運営権者経費(当初の県更新計画の建設負担金-事業者更新計画の建設負担金) を除く部分を運営権者が負担することになるかと存じます。	「利用料金」は、県が共有持分を有する部分について運営権者が収受する収入ですが、県共有持分部分相当の更新投資費(事業期間終了時に県が支払う残存価値相当額を除く。)は、運営権者の損益計算書上、繰延資産に係る「減価償却費」として計上されると思われませんが、応募者にてご確認ください。
134	実施方針	14	I	2	5	③		利用料金の構成について	動力費、薬品費の経費産出のため、過去10年程度の動力費、使用電力量、薬品費、使用薬品量、年間給水量などの実績を提示していただけますか。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。これが県が開示可能な情報のすべてです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
135	実施方針	14 ～ 16	I	2	5,7 ,8	(5) ③、 (8) ①	更新事業費の支払いについて	更新工事費の支払いは、八代工水分は県が更新工事完了後に一括で支払う。有明工水分は按分比で熊本県分は利用料金に含む、減価償却での支払い(契約完了時に残存価格分支払い)、共同管理者分は4半期毎で一括支払いと解釈してよろしいですか。	八代工業用水道においても、運営権者が利用料金から回収する部分がある可能性があります。有明工業用水道及び共同管理者の建設負担金のご理解のとおりです。ただし、募集要項等を改めてご確認ください。
136	実施方針	15	I	2	5	④	利用料金の徴収	「運営権者は、利用料金及び県収受分料金をあわせた工業用水道料金をユーザー企業から月次で徴収し、県収受分料金は月次で県に送金するものとする。」とありますが、現在の検針、料金徴収並びに県の会計スケジュール(規則)をご教示下さい。	「熊本県工業用水道供給規程第18条」及び「熊本県工業用水道管理条例第5条」をご参照ください。
137	実施方針	15	I	2	5	④	利用料金の徴収	「工業用水道料金の未納者への支払の催促は運営権者が行うが、催促をしても未納が長期にわたって継続する場合は県が督促に協力する。」とありますが、過去の未納状況(件数、金額など)をご教示下さい。	過去に未納が発生したことはありません。
138	実施方針	15	I	2	5	④	利用料金の徴収	未納者への支払の督促について定義されていますが、仮にユーザー企業の法的整理等になった場合において、給水停止の判断および債権管理責任は県として頂きたい。	給水停止の判断は県が行いますが、利用料金(運営権者収受分)の債権管理は運営権者が行うものとします。詳細は、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書(案)をご参照ください。
139	実施方針	15	I	2	5	④	利用料金の徴収について	月次で送金する県収受分料金は、ユーザー企業から徴収した工業用水道料金の県収受分料金分との理解で問題ないか。また、料金未納のユーザー企業に対する督促をしても料金回収ができない場合、未納分の県収受分料金は送金対象外との認識でよいか。	ご理解のとおりです。なお工業用水道料金の未納者への対応の詳細は、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書(案)をご参照ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
140	実施方針	15	I	2	5	④		利用料金の徴収について	「利用料金及び県収受分料金をあわせた工業用水道料金をユーザー企業から月次で徴収し、県収受分料金は月次で件に送金するものとする。」の記載について、県に送金する期日の設定はあるか。	毎月末を予定していますが、改めて募集要項等で示します。
141	実施方針	15	I	2	5	④		利用料金の徴収について	「工業用水道料金の未納者への支払いの催促は運営権者が行うが、」の記載について、催促の方法、頻度に指定はあるか。	指定はありません。
142	実施方針	15	I	2	5	④		利用料金の徴収について	「工業用水道料金の未納者への支払いの催促は運営権者が行うが、」の記載について、催促の方法、頻度に指定がない場合、運営権者からの提案でも問題ないか。	県として差し支えありません。
143	実施方針	15	I	2	5	④		利用料金の徴収	過去に回収が滞った事例に係る情報を開示いただけますようお願いいたします。	過去に回収が滞った事例が発生したことはありません。
144	実施方針	15	I	2	5	④		利用料金の徴収	「月次で徴収し～送金する」とありますが、各々の送金手数料の負担先をお示し下さい。	原則として手数料は県が負担しますが、県及び運営権者が共に負担しない方法が取り得ないか、競争的対話を通じて調整するものとします。
145	実施方針	15	I	2	5	④		利用料金の徴収	「長期にわたって継続」とありますが、具体的にどの程度の期間を想定しているかお示し下さい。	募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。
146	実施方針	15	I	2	5	④		利用料金の徴収	長期、督促を行っても未納が続く場合の供給停止の判断とその方法をご教示ください。	不払いの状況に応じて県が判断します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
147	実施方針	15	I	2	5	④	利用料金の徴収	熊本県工業用水道供給規程第 27 条で規定する給水を停止する権限は、貴県に留保されるとの理解でよいでしょうか。 その場合、本項目において未納者へ「催告をしても未納が長期にわたって継続する場合は県が催促に協力する」とございますが、この「協力」には、貴県による、熊本県工業用水道供給規程第 27 条で規定する給水を停止する権限の行使も含まれるとの理解でよいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
148	実施方針	15	I	2	5	④	利用料金の徴収について	「工業用水料金の未納者への支払いの催促は運営権者が行うが、催告をしても未納が長期にわたって継続する場合は県が督促に協力する。」との記載ですが、督促しても支払いが無い場合は、運営権者が法的手続きを行うとの理解でよろしいですか。	訴訟を提起する場合には、民法その他関連する法令等に基づき、県が県収受分料金の支払いについて、また、運営権者が利用料金の支払いについて、それぞれが行うものとしします。また、訴訟提起の時期等については、県及び運営権者が協議の上、行うものとしします。
149	実施方針	15	I	2	5	④	利用料金の徴収について	利用料金を管理するための料金システムは、既存のものを継続的に活用できるという理解でよろしいですか。	利用料金を管理するための料金システムはありません。
150	実施方針	15	I	2	6	②	物価変動の基準年	物価変動の基準年を提案年度とする、あるいは提案書提出時から事業開始までの間の著しい変動も按分率改定の対象とする等としていただけますようお願いいたします。	募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。
151	実施方針	15	I	2	6	③	需要変動	予め定める基準以上に契約水量が変動した場合は按分率の見直すこととなっておりますが、契約水量が変動した場合は変動の大小にかかわらず料金按分率の見直しをしていただきたい。	原文のとおりとします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
152	実施方針	15	I	2	6	③		需要変動	契約水量の増加が運営権者による新たな誘致企業による場合、協議により貢献を考慮した按分率の見直しを行うとあるが、見直しの基準と関係なく按分率の見直しを行うものしていただきたい。また、貢献を考慮した按分率の見直しについて、募集要項等の公表時に基本的な算定ルールを提示していただきたい。	前段については、運営権者による誘致でない場合においても、増加する水供給に要する費用を踏まえた按分率調整を行います。後段については、募集要項等の公表時に示します。
153	実施方針	15	I	2	6	⑤		料金変更の場合の取り扱い	運営権者の利用料金が租税等を含めて事業開始時より下回らないように按分率を見直すことができることをご検討ください。	税制改正リスクの分担については、リスク分担表に示すとおりです。
154	実施方針	16	I	2	6	⑤		その他	按分率の見直し方法については実施契約書案に示されるとの理解でよいでしょうか。協議等での見直しを想定される場合には、協議が合意に至らなかった場合の措置についても明示をお願いします。	募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。
155	実施方針	16	I	2	7	-	-	「(7) 本事業における費用負担」に係る県負担金に係る税務上の取扱い	「県は、運営権者が行う施設の更新に要する一部の費用を負担金（以下「更新投資負担金」という。）として支払うものとする。」と記載されていますが、事業者が当該負担金を受領した場合、税務上、受領時に一括して益金とされるのに対し、更新投資費用については減価償却費として事業期間に渡って分割して損金とされることにより、課税計算に算入される時点のミスマッチが生じる懸念がありますが、更新投資負担金及び県負担分の立替金額に係る税務上の取り扱いについてはどのようにお考えでしょうか。	応募者でご確認いただく事項と考えますが、県としての考えについては、必要に応じて、参加資格審査通過者に対して競争的対話においてお知らせします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
156	実施方針	16	I	2	7	-	-	「(7) 本事業における費用負担」に係る県負担割合の提案	「運営権者は、更新の実施に係る更新事業費総額のうち、県が負担する費用の割合（以下「更新投資負担率」という。）を応募時に提案し、実施契約締結時に県と合意する」と記載されていますが、入札における選定基準上は、利用料金の按分率のみでなく、当該「更新投資負担率」も基準の一つとなるのでしょうか。 例えば、県の更新投資負担率を高く、運営権者の利用料金按分率を低く提案するケースと県の更新投資負担率を低く、運営権者の利用料金按分率を高く提案するケースのどちらがより高く評価されるのでしょうか。評価尺度が複数存在することは、提案書作成に際して民間事業者に無用な混乱を招きかねない恐れがありますし、優先交渉権者選定に係る審査が複雑になる恐れもありますので、例えば、更新投資負担率及び利用料金按分率を固定して運営権対価のみで競わせるなど、定量的な評価尺度は 1 つにしたほうが良いかと考えます。	募集要項等の公表時に示す優先交渉権者選定基準をご参照ください。
157	実施方針	16	I	2	7			本事業における費用負担	「ただし、予め定める基準以上に物価水準や金利水準が変動した場合には、更新投資負担率を見直す。」とありますが、更新事業費の総額を見直し、負担率は固定するという考え方はありませんでしょうか。	ご指摘も踏まえて、募集要項等で示します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
158	実施方針	16	I	2	7			本事業における費用負担	「具体的には、八代工業用水道の義務事業に対して県は運営権者に更新投資負担金を支払う」とありますが、有明工業用水道については、更新投資負担金はない、という理解でよろしいでしょうか？ その場合、八代工業用水道についてのみ更新負担金を支払われる理由についてご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、八代工業用水道事業の運営権者による運営に要する費用と工業用水道料金の水準を鑑み、県による更新投資負担金の負担が必要になる可能性があるものと想定しています。
159	実施方針	16	I	2	7			更新投資負担率	運営権者が提案した更新投資負担率にそのまま合意いただけるという理解でよいでしょうか。もし、提案した更新投資負担率そのままにつき合意いただけない可能性がある場合は、県においてはどのような要素を検討して、どのように判断されるのかをあらかじめお示しください。	更新投資負担率の固定についてのご意見（No. 157）も踏まえて、募集要項等で示します。
160	実施方針	16	I	2	8	①	-	共同管理者からの負担金の内、建設負担金について	共同管理者から支払われる建設負担金は、「四半期毎に 運営権者が実施した更新にかかった更新事業費（原則として資産計上される金額に対応）に対して、協定書等に定める負担金の比率に応じて算出するものとし、県は、その金額を、四半期ごとに運営権者に支払う」と記載されていますが、更新投資負担金と全く同様に、共同管理者からの負担金についても、税務上、受領時に一括益金算入される負担金相当額（資産計上される金額）と運営権者による立替金額との、課税計算に算入される時点のミスマッチが生じる懸念がありますが、共同管理者からの負担金及び運営権者による立替金に係る税務上の取り扱いについてはどのようにお考えでしょうか。	応募者でご確認いただく事項と考えます。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
161	実施方針	17	I	2	10			費用負担	「県は、(7)に定める更新投資負担金及び管路修繕費のほか、既存債務の元利償還、他団体に支払う各種負担金や分担金等、運営権者が行う義務事業によらない費用を負担する。」とありますが、県が負担する費用の詳細をご教示下さい。	左記に例示の費用のほか、流水占有料、固定資産等所在市町村交付金、八代工業用水道の汚泥処理施設に係る上天草・宇城水道企業団への委託費（管理区分が変更されない場合に限る。）を具体的には負担します。
162	実施方針	17	I	2	8	①	-	共同管理者からの負担金の内、建設負担金の見直し	策定した更新実施計画に示された建設負担金が実際の1.5%以上負担金が増減した場合に、建設負担金を見直すとありますが、どのようなプロセス（時期、方法）で、だれが負担する（負担率に応じて県及び運営権者の両者、県のみ、あるいは、運営権者のみ）ように見直すことを想定されているのかご教示ください。	募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。
163	実施方針	17	I	2	8	①		建設負担金	「また、1事業年度の建設負担金に、当該年度の更新実施計画単年度計画から1.5%以上の金額の増減が発生した場合には、そのような状況が生じた工業用水道事業における建設負担金を見直す。」とありますが、1.5%を超過した金額分を実費精算するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。
164	実施方針	17	I	2	8	②		維持管理負担金	「また、維持管理負担金は、基準年（事業開始当初は初年度、見直し時は見直した年度）から5%以上の費用の増減が発生した場合には、そのような状況が生じた工業用水道事業における維持管理負担金を見直す。」とありますが、5%を超過した金額分を実費精算するという理解でよろしいでしょうか。	見直し後の「単価」は、見直し後にのみ適用することを予定しています。なお、費用の見直しは、賃金水準や物価変動が生じた場合に行うもので、費用の増減発生自体を条件とするものではないことにご留意ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
165	実施方針	17	I	2	8	②	維持管理負担金	「また、維持管理負担金は、基準年（事業開始当初は初年度、見直し時は見直した年度）から5%以上の費用の増減が発生した場合には、そのような状況が生じた工業用水道事業における維持管理負担金を見直す。」とありますが、前項の建設負担金については1.5%以上の増減を見直しの基準としているのに対して、維持管理負担金については5%以上の増減を見直し基準としている理由をご教示下さい。	建設負担金については、熊本県公共工事請負契約約款に準拠し設定しています。また、維持管理負担金については、運営権者による民間ノウハウの活用を通じた経営効率化を期待して設定しています。
166	実施方針	17	I	2	8	②	維持管理負担金の見直し	給水量が著しく低くなった場合においても事業継続が必要とお考えであれば、負担金の最低額を設定していただき、増減させる維持管理負担金の範囲を限定的にさせていただくことは可能でしょうか。	維持管理負担金の最低額の設定は予定していません。事業継続が困難となる程度の著しい給水量低下が生じた場合の対応については、募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。
167	実施方針	17	I	2	8	②	維持管理負担金	・・・実施契約締結時の20年間の総額を20年間の「計画水量」で除して算定した単価に・・・とありますが、「計画水量」の定義をご教示ください。	募集要項等において示します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
168	実施方針	17	I	2	8	③	-	共同管理者からの負担金の内、運営権者経費について  「運営権者経費は、募集要項公表時に県が示した更新計画の建設負担金と 運営権者が提案時に提示した 更新計画に基づく建設負担金との差額に 50 %を 乗じて、事業期間である 20 年で除した金額」と記載されていますが、 ① 上記の「建設負担金」とは、県・共同管理者の内いずれを指しますか。又は両方を合算した金額を指しますか。 ② 上記①を含め、「運営権者経費」のコンセプト及び金額算出の過程について具体例や図を用いて分かりやすくご説明ください。図示いただく際には、県の建設負担金も含む全体の概念や関係性をお示しください。	①について、建設負担金とは、共同管理者が負担するもののみを指します。②について、コンセプトとしては、県が策定した更新計画との比較において、応募者による効率化を含むより最適な更新計画の提案が促進されることを期待して導入するものとです。金額算定方法は実施方針に記載のとおりですが、ご意見は募集要項等の作成において参考にします。
169	実施方針	17	I	2	8	③	運営権者経費	「運営権者経費は、募集要項公表時に県が示した更新計画の建設負担金と運営権者が提案時に提示した更新計画に基づく建設負担金との差額に 50%を乗じて、事業期間である 20 年で除した金額とし、県はその金額を事業開始から事業終了までの毎年度、翌年度の 5 月末までに運営権者に支払う。」とありますが、差額が発生した分のうち県より運営権者に支払われる 50%分は、「運営権者のインセンティブ」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
170	実施方針	17	I	2	8	③		運営者経費について	<p>県提示更新計画事業費と運営権者の提案更新計画に基づく建設負担金との差の50%となっているが、運営権者が作成する提案時の更新計画は、県の提案更新事業に100%沿った項目に運営権者独自の事業単価で積算した事業費としなくてはならないのですか。</p>	<p>提案時の更新計画は、要求水準書を満たす限りにおいて、応募者の裁量によりご提案いただくことが可能です。なお、現時点の要求水準書（素案）では、事業開始1年目を除き、県が示す更新計画に100%沿った項目の更新工事を行うことは求めていません。</p>
171	実施方針	17	I	2	9			工業用水道料金の減免について	<p>料金減免については、「熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例」の7条に基づき決定しているものと推察するが、減免料金の算出方法についてご教示いただきたい。</p>	<p>熊本県工業用水道供給規程及び各ユーザー企業との給水協定が定める水量・水質を遵守できなかった場合、当該未達量分の料金を減免します。</p>
172	実施方針	18	I	2	11	②	イ	運営権者が取得する権利等について	<p>本事業用地以外に、貴県が所有する工業用水道用地を開示いただきたい。</p>	<p>「本事業用地以外に、貴県が所有する工業用水道用地」のご想定が分かりませんが、本事業の用地外の用地について情報開示を行う必要はないと考えます。県は、他に苓北工業用水道事業を実施していますが、ご想定がこれを指す場合には開示は考えていません。</p>
173	実施方針	18	I	2	12			有資格者の選任・届出	<p>電気主任技術者は運営権者が設立するSPCに直接配置する必要がありますでしょうか。SPCからの再委託先で配置できれば良いとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>法令に反しない限りにおいて、運営権者（SPC）からの委託先が選任することで、県としては支障ありません。</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
174	実施方針	18	I	2	12			有資格者について	運営権者は、自らの費用と責任で、電気主任技術者等、要求水準書に規定する法定資格者を配置することとありますが、要求水準書には、電気主任技術者（第二種又は第三種）の選任とあるだけで、その他の法定資格の記載がありません。一方、要求水準書9頁第2章1節(2)人員の配置に関する要求では、「本事業の経営・実施に必要な資格、能力、実績を有する人員を確保し、適切に配置すること」とあります。つまり電気主任技術者を除く資格者配置は、民間事業者の提案に任せられていると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
175	実施方針	18	I	2	13	-	-	県の職員の派遣の可否について	「県は運営権者 に対して 職員の派遣を行わない予定である」と記載されていますが、事業期間中も県が運営権者による事業運営のモニタリングを行う以上、県の人材育成・技術承継のために職員を派遣することが必要ではないでしょうか。	ご意見のとおり、県としても技術継承は必要と考えています。本事業において「県職員に対する教育・研修に関する要求」をしているのも、そのためです。なお、県は引き続き苓北工業用水道事業を実施するため、技術継承はある程度可能です。
176	実施方針	18	I	2	13			県の職員の派遣の可否及び業務遂行に際しての協力	「なお、事業立ち上げ時（運営権設定から運営事業開始後概ね1年間終了まで）においては、県も協力する。」とありますが、この期間の職員派遣は可能と考えてよろしいでしょうか。また、その人数、職種、期間の目安があればご教示下さい。	職員の派遣は考えていません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
177	実施方針	21	II	2			募集及び選定スケジュール	競争的対話（現地調査を含む）の時期が、令和2年（2020年）2月下旬～4月下旬となっていますが、競争的対話や現地調査の結果を、6月初旬提出の提案書に反映するには時間が十分でないと考えられますので、競争的対話（現地調査を含む）の時期を前倒しして頂くことは可能でしょうか。	前倒しのためには参加表明書及び参加資格確認書類の受付も前倒す必要があります、それは応募者としても受入困難ではないかと考えています。そのため大幅な日程前倒しはできませんが、ご意見を踏まえて可能な範囲で調整します。
178	実施方針	21	II	3	1	③	応募者の参加資格要件	コンソーシアムの代表企業は、必ずしも、議決権比率が最大とならなくても良いのか？	ご理解のとおりです。
179	実施方針	21	II	3	1	④	応募者の構成	コンソーシアムの構成員により全ての出資がなされていれば、出資をしない構成員が存在することは問題ない、との理解でよろしいでしょうか。	本事業では運営権者（SPC）の議決権付株式の出資を引き受ける者を応募ができる者（本事業の選定対象者）としています。ただし、提案においては、本事業の実施体制として運営権者（SPC）からの請負又は受託企業についての提案を求める予定です。
180	実施方針	21	II	3	1	⑤	応募者の参加資格要件	参加表明書提出以降、コンソーシアム構成員の追加・変更を認めないとされているが、事業の内容の精査をした上で参加するかを決められるようにするため、少なくとも競争的対話後にコンソーシアム構成員を確定するような条件に変更すべきではないかと思う。	提案を行うことのできるコンソーシアム構成員は参加資格審査を通過した者である必要があるため、原文のとおりとします。なお、やむを得ない事情が生じた場合で、県が変更を認めた場合を除き、再度参加資格審査を行うことは考えていません。ただし、運営権者（SPC）の想定議決権保有割合については、「応募者に求められる要件」（～「それらの応募者の議決権保有割合の合計が50%以上～」）を満たす限りにおいて、参加表明書の提出以降、提案書の提出までの間に変更することは可能とします。
181	実施方針	22	II	3	2	⑤	入札参加申請について	⑤について、入札参加資格の認定を受けていることが前提の要件という認識で宜し	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
								いでしょようか。	
182	実施方針	23	II	3	3	①	水道分野の設計・施工実績	「前項の実績は、設計・施工一体型の建設工事の元請けを担った実績又は施設の設計・施工（更新を含む。）を伴う上水道事業又は工業用水道事業を自ら実施した実績若しくは実施した者に議決権付最大出資した実績に限る。」とありますが、コンソーシアム構成員に、設計企業並びに建設企業が含まれ、それぞれ本項で定める設計実績、建設実績を有している場合、設計・施工一体型の建設工事の実績を必ずしも求めるものではないという理解でよろしいでしょうか。	同一の企業が設計・施工一体型の建設工事の実績を有することが必要です。
183	実施方針	23	II	3	3	① ②	水道分野の設計・施工実績について	公称能力日量5,000トン以上の能力を有する上水道又は工業用水道施設において、施設の設計・施工実績や運転管理・保全管理を要求されていますが、資本関係にある親会社の日本国外での実績は認められますか。	当該親会社が応募企業又はコンソーシアム構成員自体であれば認められますが、そうでない場合には認められません。
184	実施方針	23	II	3	3	③	事業マネジメントの実績	本項で求めている「代表企業として事業マネジメントを実施した実績」は、水道分野に限らず、下水道分野、廃棄物処理分野の実績も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	実施方針	23	II	3	3	③	事業マネジメントの実績	事業マネジメントの実績については、PFI事業（DBO事業含む）は長期契約のものが多いため、事業期間中のものも実績として認められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
186	実施方針	23	II	3	3	③	事業マネジメントの実績について	「PFI 事業（特別目的会社を設立して実施したDBO事業も含む。）で代表企業（最大議決権付出资者）として事業マネジメントを実施した実績。」について、現在実施しており事業開始から1年以上経過しているものは実績として認められますか。	認められます。
187	実施方針	26	II	4	3	⑥	競争的対話	競争的対話の回数は、要求水準に関する確認として1回と、任意事業における具体性などについての1回として計2回を希望します。	要求水準に関する確認（主に、技術的な事項。任意事業についても含む）、基本協定・公共施設等運営権実施契約の条件に関する確認と議題を分けて、複数回（2回又は必要に応じて3回程度）の実施を想定していますが、ご意見も踏まえて検討します。
188	実施方針	27	II	4	4	②	特別目的会社の設立等	設立する特別目的会社の資本金等の条件については特に設定されないとの理解でよいでしょうか。	設立時の運営権者の資本金と資本準備金の金額は応募者の提案によります。事業の履行に適切な金額をご提案ください。
189	実施方針	27	II	4	4	④	実施契約等の締結	「実施契約の他、必要な契約」とありますが、具体的な契約の内容は実施契約書案に明示されるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、物品譲渡契約、（県収受分の）料金収受代行業務委託契約等を想定しており、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。
190	実施方針	28	II	5	1		著作権	提案書には民間のノウハウが記載されているため、使用許諾には選定事業者の理解が必要な旨を追記いただけますようお願いいたします。	県が選定事業者以外の提案書類を使用する範囲は、「広報活動等に必要範囲」と限定しており、民間のノウハウが記載される部分を使うことはないため、原文のとおりで支障なしと考えます。
191	実施方針	28	II	5	3		その他	「一部を公開する場合がある」とありますが、運営権者との協議の上で公開して頂きますようお願いいたします。	原則としてご意見のとおりとします。なお、県は情報公開請求があった場合には「熊本県情報公開条例」に従い対応します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
192	実施方針	29	Ⅲ	1	1	-	-	不可抗力事由発生時の初動について	「緊急を要する場合等にあつては、自らの判断に基づき初動を行うものとする」と記載されていますが、どのような場合を「緊急」とするか基準をお示しください。また、緊急時の対応に係る運営権者の責任、費用負担についてはどのようにお考えでしょうか。	前段については、県等との連絡がつかない場合等、それを待っていたのでは被害の拡大等が予見される場合です。後段については、実施方針に記載のとおり、不可抗力とそれ以外とに分けて責任、費用負担を区分しています。その詳細は、募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書(案)をご参照ください。
193	実施方針	29	Ⅲ	1	1			不可抗力	下から2行目「運営権者に故意又は重過失がある場合を除き、」について、不可抗力による施設の被災を前提とする以上、故意又は重過失によることはなく、「運営権者に故意又は重過失がある場合を除き、」は削除頂けませんでしょうか。	不可抗力に起因する場合であっても、運営権者の故意又は重過失により被災が拡大した場合等において県が本格復旧に要する費用を負担することは県としては考えていません。ついては、原文のとおりとします。
194	実施方針	29	Ⅲ	1	1			不可抗力	不可抗力の定義の中に「異常気象」が挙げられていますが、この「異常気象」の定義と、異常でない気象との区別の仕方をご教示ください。	実施方針に規定の定義のとおりですが、過去に生じた気象条件に照らし、予見不能であることが不可抗力の最低限必要な要件であると考えています。
195	実施方針	29	Ⅲ	1	1			不可抗力	不可抗力の定義の中に「運営権設定対象施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの」とあり、異常気象の中でもこの要件に該当するケースと該当しないケースが想定されていますが、その区別の判断基準をご教示ください。	過去に生じた気象条件に照らし、予見不能であることが不可抗力の最低限必要な要件であると考えています。
196	実施方針	29	Ⅲ	1	1			不可抗力	「騒擾、騒乱、暴動、その他の人為的災害に係る事象(要求水準書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。)」とありますが、公開されている要求水準書(素案)のうち「要求水準書等に基準の定めがある」に該当する箇所がありましたらご教示ください。	ご指摘を踏まえて、「要求水準書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。」は、募集要項等においては削除します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
197	実施方針	29	Ⅲ	1	1			不可抗力	「施設が被災し本格復旧が必要な場合は、……本格復旧に要する費用は、運営権者に故意又は重過失がある場合を除き、県が負担する……」とありますが、本格復旧に要する費用のみならず、不可抗力の状況下において運営権者ができるだけだけの業務遂行を行うために発生する増加費用や損害も想定されるため、これも県にご負担いただけますようお願いいたします。	ご想定の「増加費用や損害」の範囲が不明なため回答は差し控えますが、県が負担する費用の範囲は、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。
198	実施方針	29	Ⅲ	1	1			不可抗力	発生した場合の協議の円滑化のため、「落雷」「電気・通信・水道・道路などのインフラの障害」「湧水」を不可抗力事項に加えていただけますようお願いいたします。	原文のとおりとしますが、不可抗力の該当適否は、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書（案）の定義により判断されます。
199	実施方針	29	Ⅲ	1	1			不可抗力	発生した場合の協議の円滑化のため、「電気・通信・水道・道路などのインフラの障害」を不可抗力事項に加えていただけますようお願いいたします。	原文のとおりとしますが、不可抗力の該当適否は、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書（案）の定義により判断されます。
200	実施方針	29	Ⅲ	1	1			不可抗力	各事象の規模・程度および頻度については実施契約にて詳細が規定されるとの理解でよいでしょうか。	実施方針に規定の定義が基本となりますが、過去に生じた気象条件に照らし、予見不能であることが不可抗力の最低限必要な要件であると考えています。
201	実施方針	29	Ⅲ	1	2			法令・税制改正	「工業用水道法及びPFI法」とありますが、工業用水法、工業用水道事業法及びPFI法との理解でよろしいでしょうか。 ※別紙2リスク分担表の表中も同様。	ご指摘を踏まえて、募集要項等において修正します。
202	実施方針	29	Ⅲ	1	2			法令・税制改正	当該追加費用が、按分率を100%とした場合に運営権者の収受できる利用料金を超える場合、当該追加費用の支払方法及び支払時期については、県と運営権者で協議の上、決定するとありますが、実施契約時に合意する必要があると考えます。	ご意見も踏まえて、募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
203	実施方針	29	Ⅲ	1	2			法令・税制改正	按分率の変更で貴県が負担する追加費用は、負担金該当部分の追加費用も含むという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	実施方針	29	Ⅲ	1	2			法令・税制改正	消費税率の改正については、貴県の負担という理解でよいでしょうか。	「更新投資負担金」「共同管理者からの負担金」についてはご理解のとおりです。なお「利用料金（運営権者收受分）」はユーザー企業が負担します。
205	実施方針	30	Ⅲ	1	-	-	-	リスク分担の基本的な考え方	リスク分担に関連して、運営権者に対し保険の付保を義務付ける予定がありましたら、当該保険の内容や保険金額を可能な限り早期にお示しください。	運営権者が最低限度加入すべき保険は、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。
206	実施方針	30	Ⅲ	1	3	-	-	ユーザーの営業補償	運営権者の故意・過失以外の理由より工業用水道の供給が停止し、それに起因して工業用水道利用者に発生する損害等に対して、営業補償を含む何らかの補償が必要になる場合、当該補償は県の負担になる（県負担の第三者損害に含まれる）という理解でよろしいでしょうか。運営権者側に過度なリスク負担や過度な付保を義務付ける場合、過度なリスクや保険料を負担できない等の理由で事業採算性が著しく悪化する恐れがあります。	前段については、「営業補償」が運営権者の逸失利益補償でない限りにおいて、運営権者の故意・過失及び要求水準未達以外の事由に起因する場合は県が負担します。運営権者が最低限度加入すべき保険は、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。
207	実施方針	30	Ⅲ	1	3	①		要求水準に従って業務を履行しても通常避けることの出来ない第三者損害	「ただし、これに伴う運営権者の収入補償は、県は行わないものとする。」とありますが、当該事象が解決されるまでの期間が著しく長期間に及ぶ場合については、一定の収入補償を行うか若しくは県帰責の解除と同等事項として頂きたい。	原文のとおりとします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
208	実施方針	30	Ⅲ	1	3	①		要求水準に従って業務を履行しても通常避けることの出来ない第三者損害	「(3) 第三者損害①②」「(4)ユーザー・議会リスク」「(6) 不可抗力に起因しない水量・水質変動」に伴う対応費用について、県にてご負担いただき、その間運営権者の給水責任が免責されますが、「これに伴う運営権者の収入補償は、県は行わない」とあります。 各事象発生時に給水対応を停止した場合でも、運営権者はただちに撤収するわけではなく一定の費用(主に固定費)が発生し続けることが想定されます。県と運営権者ではリスク負担能力に大きな違いがあり、運営権者にとって収入が途切れる可能性があることは、事業の安定運営に大きな悪影響を及ぼします。 たとえば、ですが ・期間を区切って県による収入補償をしていただく(1か月までは事業者負担、それ以上は県負担など) ・運営権者収入のうち、固定費部分については県にて収入補償をしていただく等の対応をご検討頂きたい。	原文のとおりとしますが、それらに起因して本事業の継続が困難であると判断されるときは、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書(案)をご参照ください。
209	実施方針	30	Ⅲ	1	3	①		第3者損害	要求水準に従って業務を履行しても通常避けることができない第3者損害に起因した給水停止等による収入については県に補償していただきたい。	原文のとおりとしますが、それらに起因して本事業の継続が困難であると判断されるときは、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書(案)をご参照ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
210	実施方針	30	Ⅲ	1	3	③		運営権者の責に帰すべき事由により生じた第三者損害	第三者には共同管理者や工業用水道のユーザー企業も含まれると考えますが、県と共同管理者、ユーザー企業が締結している協定書や供給契約書関係は、必要な手続きを踏むことにより開示していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針公表時の開示資料を入手の上、ご参照ください。なお本事業の実施にあたり、現行の協定書や契約書は、本事業に即した形とするため令和二年度に一部変更を予定しています。
211	実施方針	30	Ⅲ	1	3	③		第三者損害	「工業用水道の供給義務」とありますが、「供給義務」とは具体的に何を示しているか、根拠法令等あればご提示いただけますようお願いいたします。	本事業の期間中、有明工業用水道及び八代工業用水道における工業用水道事業者は県となります。運営権者の供給義務は、県と締結する公共施設等運営権実施契約に基づきます。
212	実施方針	30	Ⅲ	1	3			第三者損害	熊本県工業用水道供給規程 第28条（損害賠償責任）に「県は、第13条又は第27条の規定による給水の制限若しくは停止により、使用者に損害が生じても責任を負わない」とあります。今回の事業を行うことでこの損害賠償責任に関するリスクが新たに発生または増加することは無いとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、熊本県工業用水道供給規程 第28条（損害賠償責任）は、県の故意・過失（本事業における運営権者の要求水準未達も含む。）による損害賠償責任を免責しません。
213	実施方針	30	Ⅲ	1	3, 4	-	-	給水責任の免責	(3)及び(4)において、「このような事象が発生した場合において、当該事象が解決されるまでの間は、県の判断により、運営権者の給水責任は免責となる。」との記載があります。 「県の判断」により免責にならない場合もあり得ますが、この判断基準について、より具体的にお示しください。	給水を停止した場合には、ユーザー企業や共同管理者に不利益が生じます。個別の事象ごとに、事象の内容や程度と当該不利益とを比較考量等の上、判断します。
214	実施方針	30	Ⅲ	1	5			収入変動	一定の範囲の水の需要量の減量は運営権者が負担するとありますが、一定の範囲の定義についてご教示願います。	募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
215	実施方針	30	Ⅲ	1	5		収入変動（水の需要量の変動）	著しい需要の減少の定義には、ユーザー企業の撤退や契約解除等、給水事業所自体がなくなることも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	例示の事由に起因して著しい需要の減少が生じた場合にはご理解のとおりです。
216	実施方針	30	Ⅲ	1	5		収入変動	一定の範囲内の水の需要変動の減量、著しい需要の減少が生じた場合の一定を超える減量分とは、具体的にはどの程度の量でしょうか。	募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。
217	実施方針	30	Ⅲ	1	5		収入変動（水の需要量の変動）について	「5年の期間内における、一定の範囲内の水の需要量の減量は運営権者が負担する。」とされているが、一定範囲の水の需要量の減量を判断する基準需要量は、契約締結時点とするべきと考えます。	ご意見も踏まえて、募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。
218	実施方針	30	Ⅲ	1	6	①	新たな水源開発を必要とする原水の恒常的不足	「恒常的か「一時的」かの判断基準、および「新たな水源開発を必要とする」か否かの判断基準をご教示ください。また、原水の「不足」と判断される基準をご教示ください。	前段については、新たな水源開発を行わなければ必要な原水水量を恒常的に確保できなくなるかどうかを基準、また、後段については、要求水準で要求される工業用水等の供給可否が基準となると考えています。
219	実施方針	31	Ⅲ	1	6	②	一時的な水量の不足	「かかる水量不足が運営権者の合理的な経営努力をもってしても避けることのできない場合」とありますが、「水量不足を避けるための合理的な経営努力」として、たとえばどのようなことを想定されているか、ご教示ください。	ユーザー企業の必要水量（超過水量を含む。）を把握した上で、一時的な水量不足に対応できる浄水運用を行うこと等が考えられます。なお、渇水が生じた場合には、土地改良区を含む関係者が参加する渇水協議会で対応策を協議しますが、協議会対応は、県が運営権者とも事前協議しつつ行います。
220	実施方針	31	Ⅲ	1	6	③	水処理方式の変更が必要なほどの原水水質の恒常的な変化	「水処理方式の変更が必要なほどの原水水質の恒常的な変化」とありますが、「水処理方式の変更が必要」かどうかの判断基準をご教示ください。	水処理方式を変更しなければ、要求水準で要求される工業用水等の供給が恒常的にできなくなるかどうかを判断基準となると考えています。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
221	実施方針	31	Ⅲ	1	6	③		水処理方式の変更が必要なほどの原水水質の恒常的な変化	原水水質の恒常的な変化が、水処理方式の変更は必要ないものの薬品注入量が極端に増加する等、運営権者の経営に著しい影響を与える場合には、当該項目と同等の扱いとさせていただきますようお願いいたします。	原文のとおりとします。
222	実施方針	31	Ⅲ	1	6	④		一時的な原水水質の変化	有明、八代工業用水道の原水引渡し条件（原水水質：最高、最小、平均）は要求水準書等で示されるとの理解でよいでしょうか。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料の原水水質実績値よりご判断ください。
223	実施方針	31	Ⅲ	1	7	-	-	物価変動について	「著しい物価の変動が生じた場合については、客観的な指標を用いて、一定以上変動分について利用料金と維持管理負担金を見直す」と記載されていますが、基準をお示しください。	基準については、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。なお、指標については、日本銀行調査統計局が毎月発表する消費税を除く企業向けサービス価格指数を単一指標とすることを予定していますが、競争的対話において応募者が代案を提案することは妨げません。
224	実施方針	31	Ⅲ	1	7			物価変動	一定の範囲の物価変動リスクは運営権者が負担するとありますが、一定の範囲の定義についてご教示願います。	募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。
225	実施方針	31	Ⅲ	1	7			物価変動	「著しい物価変動」の幅と期間等の定量的な定義については、実施契約書等で示されるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	実施方針	31	Ⅲ	1	7			物価変動	物価変動の客観的な根拠については、実施契約書等で示されるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。日本銀行調査統計局が毎月発表する消費税を除く企業向けサービス価格指数を単一指標とすることを予定していますが、競争的対話において応募者が代案を提案することは妨げません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
227	実施方針	31	Ⅲ	1	7		物価変動について	「ただし、著しい物価の変動が生じた場合については、客観的な指標を用いて、一定以上変動分について利用料金と維持管理負担金を見直す。」とあるが、一定以上の変動の判断基準は、15 ページ(6)②にあるように、「事業開始初年度とし、その物価水準の基準を変更した場合には変更した年度」と考えて良いですか。	基本的にはご理解のとおりですが、募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。
228	実施方針	31	Ⅲ	1	8		施設の瑕疵	事業開始時において既に故障又は損傷している施設については、運営上必要と認められた場合には運営権者で修理・交換を行い、その費用を県に請求できるという認識でよろしいでしょうか。	公共施設等運営権実施契約に基づき、「瑕疵」と認められるものについては、ご理解のとおりです。
229	実施方針	31	Ⅲ	1	8		施設の瑕疵	(なお、募集要項等県が運営権者に開示した情報の瑕疵(情報と現況の不一致等)については、県は責任を負担しない)とあるが、県が開示した情報を前提として提案を行うものであり、本事業開始から2年の間に情報の瑕疵が運営権者から指摘された場合は、当該瑕疵に起因する増加費用については、県の運営権者が費用負担について協議する場を設けていただきたい。	県が負担するのは原文のとおり物理的瑕疵のみです。応募に際して必要な調査は、競争的対話の一環として行う現地調査を通じて行ってください。
230	実施方針	31	Ⅲ	1	8		施設の瑕疵	施設の瑕疵とは法令に違反している、あるいは施設基準を逸脱している設備や施設も含まれるとの理解でよいでしょうか。	法令違反はご理解のとおりです。施設基準逸脱については、具体的なご想定を競争的対話を通じて確認した上で回答します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
231	実施方針	31	Ⅲ	1	8		施設の瑕疵	本項目に記載する「情報の瑕疵」と「物理的な瑕疵」へ重疊的に該当する瑕疵については、「物理的な瑕疵」となり当該瑕疵に起因する増加費用は貴県が負担するとの理解でよいでしょうか。	当該瑕疵が物理的な瑕疵に該当する場合には、原則として県は当該瑕疵に起因する増加費用を負担します。
232	実施方針	31	Ⅲ	1	8		施設の瑕疵	情報瑕疵について、「情報と現況の不一致」とありますが、現況を確認することが不可能、あるいは合理的な費用で確認することが困難な情報瑕疵については、貴県の負担として頂けますようお願いいたします。また事業期間終了後の情報瑕疵についての扱いについてもイコールフットィングとなるようにお願いいたします。	前段については、応募に際して必要な調査は、競争的対話の一環として行う現地調査を通じて行ってください。なお、現況確認ができないトンネル及び管路（浄水場内の管路を除く。）については、事業期間中、県が物理的な瑕疵を負担するものとしています。後段については、原文のとおりとします。
233	実施方針	31	Ⅲ	1	8		施設の瑕疵	瑕疵と認められた修補は制限なく対応できるとの解釈でよいでしょうか。	「制限なく」のご趣旨が分かりませんが、公共施設等運営権実施契約に基づきます。
234	実施方針	31	Ⅲ	1	8		施設の瑕疵について	施設の機器に関して、施設機能確認を実施済であれば、結果を開示頂くことは可能ですか。	施設の保守点検記録の閲覧を、競争的対話における現地調査時に認めます。
235	実施方針	32	Ⅲ	1	7		施設の瑕疵	運営権事業終了後2年以内に耐用年数を迎える設備の「耐用年数」とは、法定耐用年数との理解でよいでしょうか。耐用年数の定義を実施契約書等にて明示いただけますようお願いいたします。	耐用年数は、地方公営企業法上の法定耐用年数です。募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書（案）においても示します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
236	実施方針	32	Ⅲ	1	8	-	-	施設の瑕疵	現状の記述ですと、県は事業開始後2年間の物理的な瑕疵についてのみ瑕疵担保責任を負い、運営権者は事業期間終了後2年間の物理的な瑕疵及び情報の瑕疵についても瑕疵担保責任を負うこととなっており、運営権者の負担が一方的に重くなっているように見受けられます。したがって、運営権者も事業期間終了後2年間の物理的な瑕疵のみに瑕疵担保責任を負うよう変更をご検討いただけますでしょうか。	原文のとおり、運営権者は、事業期間中の維持管理や更新に関連して整備された情報の瑕疵についても瑕疵担保責任を負うものとします。
237	実施方針	32	Ⅲ	1	8			施設の瑕疵	本事業終了後2年以内に、瑕疵が発見された場合は運営権者がかかる費用を負担するとあるが、質問●に記載した解散後に代表企業に残る責任とは関連するのか。（※県注：県にて質問番号を●と調整した。）	募集要項等として案を公表予定の公共施設等運営権実施契約が認める限りにおいて運営権者（SPC）が解散する場合は、県は運営権者が負う瑕疵担保責任の引受けを代表企業に求めます。
238	実施方針	38	Ⅲ	6	1			解除または終了事由	原水水質の恒常的な変化が、水処理方式の変更は必要ないものの薬品注入量が極端に増加する等、運営権者の経営に著しい影響を与える場合には、当該項目と同等の扱いとしていただけますようお願いいたします。	原文のとおりとします。
239	実施方針	39	Ⅲ	8				金融機関又は融資団と県の協議	運営権者は金融機関からの借り入れの有無が評価に直結するという理解でよいでしょうか。場合によっては、金融機関からの借り入れを行わないという選択肢もありうると存じます。	金融機関からの借入要否は応募者にてご判断ください。なお、募集要項等の公表時に示す優先交渉権者選定基準を基に評価します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
240	実施方針	44	別紙2					リスク分担表	<p>土壌汚染、既存資料では把握し得ない地下埋没物及び既存施設の建屋等に内在する環境リスク（アスベスト等）についてのリスク分担の記載がございません。かかるリスクは貴県が負担するとの理解でよいでしょうか。</p> <p>また、かかるリスクは、発見し難いものと考えますので、「実施方針 31 頁 III 章 1 (8)」の「物理的な瑕疵」に該当せず、事業開始後2年を超過した場合にも貴県の負担としていただけますようお願いいたします。</p>	<p>運営権者の負担とします。アスベストに関しては、県のホームページ上の「アスベストに関する情報」に掲載してあるとおり、2019年3月末時点でアスベスト（レベル1、2建材）は確認されていません。有明工業用水道の導水ポンプ場予備発電機室の天井及び梁でレベル1のアスベストが確認されましたが、平成18年2月に除去完了しています。</p>
241	実施方針	44	別紙2					リスク分担表	<p>「保険でカバーできる範囲は除く」の部分の保険は貴県が加入する保険との理解でよいでしょうか。</p>	<p>運営権者が付保する保険です。本格復旧に要する費用は、運営権者に故意又は重過失がある場合を除き、県が負担しますが、運営権者が付保する保険によりてん補された部分は除きます。</p>
242	実施方針	44	別紙2					リスク分担表	<p>共同管理者の水量変動リスクが貴県の負担となっているのは、維持管理負担金の5%以上の費用増減が発生した場合は、県の責にて維持管理負担金を見直して頂けることを意味しているとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>県が示した計画給水量から5%を超える減少があった場合に、県が費用負担を行うものです。詳細は募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）に示します。</p>
243	実施方針	44	別紙2					物価変動について	<p>「通常想定される物価変動」の定量的な基準は実施契約書等に示されるとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。日本銀行調査統計局が毎月発表する消費税を除く企業向けサービス価格指数を単一指標とすることを予定していますが、競争的対話において応募者が代案を提案することは妨げません。</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
244	実施方針	44	別紙2					別紙2 リスク分担表 ・異常事象について	不可抗力_「保険でカバーできる範囲を除く」との記載であるが、保険の加入者は運営権者となりますか。また、その保険の補償限度額等の契約金額等の取り決めはありますか。	運営権者が加入します。最低限度加入すべき保険は、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書(案)をご参照ください。
245	実施方針	44	別紙2					別紙2 リスク分担表 ・法令改正について	「工業用水道(事業)法及びPFI法をはじめとする工業用水道事業及び本事業等に直接関係する法令・通知等の改正」に該当する法令は、要求水準書記載の「第一 総則_3. 遵守すべき法令等」に定義されている法令等の理解でよろしいですか。	工業用水道事業における公共施設等運営事業又は本事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす法令等及び政策等の変更(工業用水道事業費補助金交付要綱(20130226 財地第1号)の改正を含むが、これに限られない。)を予定していますが、募集要項等として公表予定の公共施設等運営権実施契約書(案)をご参照ください。
246	実施方針	44	別紙2					別紙2 リスク分担表 ・収入変動について	・撤退リスクについて官にて負担すると理解しているが、具体的に補填方法をご教示頂けますか。「按分率」を見直すとあるが、受注時の按分率が100%運営権者の場合は、どのような補填方法がありますか。	例えば、八代工業用水道における更新投資負担率の変更が考えられますが、按分率で調整できない場合の対応については、県及び運営権者が協議の上、決定するものとします。
247	実施方針	45	別紙2	2				2. 維持管理 収入変動	工業用水道ユーザー企業の実水量や契約水量の変動リスクについて、減量については変動の大小にかかわらず官のリスクとして、料金按分率の見直しをしていただきたい。	原文のとおりとします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
248	実施方針	45	別紙2	2				維持管理	収入変動＞工業用水道ユーザー企業の実水量や契約水量の変動＞新規ユーザー企業の増量＞備考欄に、「原則として按分率を見直し、県収受とするが、運営権者のユーザー企業誘致における貢献度に応じて運営権者収受」とありますが、水量の増量に伴うユーティリティ費用の増大分や、顧客管理等に係る経費の増大分、新規管路の整備費用分については運営権者収受となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。
249	実施方針	45	別紙2	2	-	-	-	収入変動リスクの負担について	大分類：収入変動／中分類：工業用水道ユーザー企業の実水量や契約水量の変動／小分類：上記を超える減量の官民負担及び備考に関して、「按分率を見直す」ことで県の負担とすることが示されていますが、工業用水道料金収入自体が大幅に減少した事態において、運営権者への按分率を100%にしても負担しきれない需要減少リスクについてはどのように県で負担をされるのでしょうか。また、何らかの理由により共同管理者が当該施設等を利用しなくなるような場合にも、大幅な収入減少が発生しますが、このような収入減少リスクについても県としてどのように対応されますか。	前段については、八代工業用水道における更新投資負担率の見直しを想定していますが、詳細は、募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書（案）をご参照ください。後段については、実施契約の規定に従い対応します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
250	実施方針	45	別紙2					支出変動	「一定以上の配管費用等」の定義については実施契約書等に示されるという理解でよいでしょうか。	県が誘致したユーザー企業については、県が負担するものとします。他方、運営権者が誘致したユーザー企業については、給水量増加による工業用水料金の増加分の全額を運営権者が収受することを前提に、布設費用は運営権者負担とします。詳細は、募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。
251	実施方針	45	別紙2					水量の変動	一時的な水量の不足について、その度合いと期間は実施契約書等に示されるという理解でよいでしょうか。	リスク分担表に記載のとおり、新たな水源開発を行わなければ必要な原水水量を恒常的に確保できなくなるかどうかを基準となると考えています。
252	実施方針	46	別紙2					水質の変動	一時的な水質変化について、その度合いと期間は実施契約書等に示されるという理解でよいでしょうか。	リスク分担表に記載のとおり、水処理方式を行わなければ必要な浄水水質を確保できなくなるかどうかを基準となると考えています。
253	実施方針	46	別紙2					汚泥処分	一時的な汚泥の量・質の変化について、その度合いと期間は実施契約書等に示されるという理解でよいでしょうか。	リスク分担表に記載のとおり、水処理方式又は汚泥処理方式の変更が必要な程度の原水の水量・水質の変化が生じているかどうかを基準となると考えています。
254	実施方針	46	別紙2					薬品関係	薬品の供給停止又は供給能力低下が「不可抗力」に起因する場合は、運営権者の責任は免責されるとの理解でよいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、経験ある運営権者として給水停止の防止手段を合理的に取ることができない場合に限りです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
255	要求水準書 (素案)	2	第1	2	1		有明工業用水道 施設能力	「建設当時の給水能力 50,600m <sup>3</sup> /日に対し、現在は給水能力 33,860m <sup>3</sup> /日により運用している」とあります。 現地見学会において、直近年度で更新済であったり、今年度更新工事中、次年度更新計画有りといった説明がありましたが、これらの施設は給水能力 33,860m <sup>3</sup> /日にて整備（計画）されているとの理解でよいでしょうか。	水利権転用に伴い本県水利権量は減少していますが、共同管理者を含めた本施設の所要給水能力は建設当初より変わりありません。
256	要求水準書 (素案)	2	第1	2	2		八代工業用水道 施設能力	「現在は給水能力 27,300m <sup>3</sup> /日により運用している」とあります。 現地見学会において、直近年度で更新済であったり、今年度更新工事中、次年度更新計画有といった話がありましたが、これらの施設は給水能力 27,300m <sup>3</sup> /日にて整備（計画）されているとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	要求水準書 (素案)	4	第1	2	1		給水料金に関する 補足について (超過使用料金)	超過使用料金の算出方法は2種類あると認識しているが、ユーザー企業毎に対応が異なるのか。また、対応が異なる場合、どちらの算出方法を適用するのかを判断する基準をご教示いただきたい。	超過使用料金の算出方法については、「熊本県工業用水道管理条例 第2条第5項」をご参照ください。 なお、同項の「管理者が使用水量等を勘案して、これによることが困難であると認める場合」とは、基本使用水量が120m <sup>3</sup> /日以下のユーザーに対して適用しています。
258	要求水準書 (素案)	7	第1	3	2		条例等	(2)に記載される条例等について、熊本県企業局会計規程においても運営権者が遵守すべきものとなりますでしょうか。	運営権者に直接的に遵守を求めるものではありませんが、県が引き続き、有明工業用水道及び八代工業用水道の工業用水道事業者として本規程を遵守しつつ業務を実施できるよう、運営権者が本事業を実施することを求めます。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
259	要求水準書 (素案)	9	第2	1				統括マネジメントに関する要求	運営権者が達成すべき経営指標等があれば、ご提示いただけますか。	指定する指標はありません。セルフモニタリングの方法としてご提案ください。
260	要求水準書 (素案)	9	第2	1	2	①		事業統括責任者の配置	事業統括責任者は、運営権者である SPC に所属し、当該業務を遂行できる能力を有している者であれば特に要件はないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	要求水準書 (素案)	11	第2	1	4	①	エ	セグメント情報の開示に関する会計基準	減損にかかるグルーピングの判断は「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」に定める投資の意思決定にかかるグルーピング（実施契約単位におけるグルーピング）の判断も適用出来るのでしょうか？	会計方針については、応募者にてご判断ください。
262	要求水準書 (素案)	11	第2	1	4	④	ア	契約等の一覧表	業務実施企業が業務を委託する相手先（二次下請け先）までの契約等の一覧表の提出が必要な理由をご教示ください。	県が行うモニタリングの一環として、運営権者による提案内容の履行状況を確認するためです。
263	要求水準書 (素案)	11	第2	1	4	④	イ	契約先に関する報告	一般的な事業では、下請け先に関する情報（名称、委託業務の内容、委託金額、委託期間等）の報告は一次下請け先までですが、本事業で二次下請け先に関する情報まで報告が必要な理由をご教示ください。	県が行うモニタリングの一環として、運営権者による提案内容の履行状況を確認するためです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
264	要求水準書 (素案)	11	第2	1	4	④	イ	契約先に関する報告	「上記アの者のうち業務実施企業（運営権者からの一次下請け先）については、運営権者と業務実施企業との契約締結前までに、当該企業に関する情報（名称、委託業務の内容、委託金額、委託期間等）について県に報告を行うこと。また、業務実施企業について、提案時から変更する場合には、変更理由を添えて、変更後の業務実施企業に関する情報を県に報告し、県から事前承認を得ること。」とありますが、業務実施企業の変更有無に拘わらず、事前報告や事前承認については、一定金額（例えば1,000万円）以上の契約を対象として頂きたい。 ※二次下請け先の取り扱いについても同様。	原文のとおりとします。
265	要求水準書 (素案)	11	第2	1	4	④	ア	一次下請け先	一次下請先には、運営権者の株主である構成企業も含まれるとの理解でよいでしょうか。	応募者がコンソーシアム構成員を運営権者からの一次下請けとする場合においては、ご理解のとおりです。
266	要求水準書 (素案)	11	第2	1	4	④	イ	契約先に関する報告	「契約締結「前」までに、当該企業に関する情報（名称、委託業務の内容、委託金額、委託期間等）について県に報告を行うこと」とありますが、提案時に委託金額などについて確定した情報を報告することは難しいのではないかと考えられます。「委託予定金額」と読み替えてよいという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、契約締結時に実際の委託金額が変更する場合には、再度変更後の金額を県に報告してください。
267	要求水準書 (素案)	11	第2	1	4	④		契約等	契約等の定義は、実施契約書等で示されるとの理解でよいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、「契約」に修正します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
268	要求水準書 (素案)	11	第2	1	4	④		契約等	運営権者から業務を委託する業務実施企業は多数となることが想定されます。運営権者が効率的かつ効果的に本事業を実施するためにも、契約等の提出を求める業務を限定したり、一定の契約金額以上のものに限定することは認められますでしょうか。	ご指摘を踏まえて、本事業に係る業務を運営権者から受託又は請負う者との間の契約に限定します。
269	要求水準書 (素案)	13	第2	1	7			提出書類に関する要求	統括マネジメント>事業計画>単年度事業計画の提出期限が、前年度の4月30日となっていますが、予算措置上これくらい早い時期でなくてはならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。更新計画について、県による共同管理者との事前調整が必要なためです。
270	要求水準書 (素案)	13	第2	1	7			提出書類に関する要求	「承認」と「確認」の違いを明示していただけますようお願いいたします。なお「確認」については、ICT等を活用した電子形式での確認も認められますでしょうか。	前段について、「承認」は、これがあるまで運営権者として当該業務の履行開始・完了をできないものです(ただし、公共施設等運営権実施契約で別に定めている場合は除く)。「確認」はそれ以外です。後段について、「ICT等を活用した電子形式での確認」のご想定が分かりませんが、電子メールや電子媒体での県への提出を指す場合においては、県が受領可能な範囲において差し支えありません。
271	要求水準書 (素案)	13	第2	1	7			提出書類に関する要求	提出書類の様式、方法は運営権者の裁量に委ねられるとの理解でよいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、県から調整を求める場合もあります。
272	要求水準書 (素案)	14	第2	1	7			提出書類に関する要求	維持管理・運営>保安全管理>洗管作業に関する計画の提出期限が、洗管作業の着手90日前までとなっていますが、緊急時の洗管作業に関してはこの限りでないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
273	要求水準書 (素案)	14	第2	1	7			ユーザー企業問合せ対応記録について	図表3 提出書類一覧(2/4)の区分維持管理・運営 顧客管理 提出書類(図書、マニュアル等)ユーザー企業問合せ対応記録提出期限 翌月[10日]までの記載について、可能であれば直近1年間の対応記録について、ご提示いただきたい。 難しいようであれば、月間の対応記録データ数について実績値等からご教示いただきたい。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。これが県が開示可能な情報のすべてです。
274	要求水準書 (素案)	14	第2	1	7			提出書類に関する要求	図表3 提出書類一覧(2/4)の区分維持管理・運営 顧客管理 提出書類(図書、マニュアル等)ユーザー企業問合せ対応記録提出期限 翌月[10日]までの記載について、提出の際の媒体の指定、対応記録のフォーマットは指定様式があればご教示いただきたい。	指定はありませんが、県と事前に協議してください。
275	要求水準書 (素案)	15	第2	1	7			提出書類に関する要求	施設更新>更新計画>更新実施計画単年度計画の提出期限が、前年度の4月30日となっていますが、予算措置上これくらい早い時期でなくてはならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。更新計画について、県による共同管理者との事前調整が必要なためです。
276	要求水準書 (素案)	15	第2	2	1	①		浄水水質の管理	ユーザー企業の受水点等での水質管理方法(頻度、方法等)については、運営権者の提案によるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
277	要求水準書 (素案)	15	第2	2	1	①		浄水水質の管理	水質の管理目標値設定は運営権者の任意の提案値(要求水準ではない)という理解でよいでしょうか。また、水温、濁度、pH以外の水質要件はないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、提案はこれを下回ることをないようにしてください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
278	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1	①		浄水水質の管理	「必要に応じて、ユーザー企業の受水地点で水質を確認」とありますが、受水地点での水質確認実績(場所、頻度及び確認内容)をご教示ください。	公表できる資料はありません。
279	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1	①		浄水水質の管理	水質管理目標値として、「有明工業用水道 ア 水温:常温 イ 濁度:3度以下 ウ pH:6.0以上8.0以下」が示されていますが、これは金山分水場の出口における管理目標値という理解でよろしいでしょうか。	上の原浄水場出口における管理目標値です。
280	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1	①		浄水の水質管理について	ユーザー企業の受水地点での水質基準は、供給規定に定める数値であり、同基準を遵守するために浄水場出口での目標管理値を設定して水質管理を行う。(原水の高濁度時を除く)との理解であり、お示し頂いた参考値を基に管理目標値の運営権者が設定することによろしいですか。	ご理解のとおりですが、設定はこれを下回ることのないようにしてください。
281	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1	③		八代工水の浄水汚泥の処理業務への協力	企業団が行う八代工水の浄水汚泥の処理業務への協力とは、具体的にどのような協力内容かご教示ください。	汚泥処理施設が県が管理する白島浄水場内にあるため、上天草・宇城水道企業団関係者の出入に対する協力を想定しています。
282	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1	③		浄水汚泥の管理	上の原浄水場は発生する浄水汚泥全量を有効利用として園芸業者に引き取って頂いているとお聞きしましたが、無償でしょうか。また、継続することが必要でしょうか。	有償です。県が締結している契約は単年度契約のため、運営権者への承継対象外です。但し、参加資格通過者から求めがあれば、競争的対話時に現行の契約状況を開示することは可能です。
283	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1			工業用水道等の供給に関する要求	浄水水質の管理について、要求水質を示すだけでなく、原水水質の基準も示していただきたい。(不可抗力となる原水水質を明らかにしていただきたい。)	原水水質については、実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。なお、不可抗力であるか否かは、募集要項等の公表時に示す公共施設等運営権実施契約書(案)に基づき判断します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
284	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1		工業用水道等の供給に関する要求	募集要項等の公表時の開示資料として、原水水質、浄水水質、浄水汚泥量等、浄水処理に関する記録を提供していただきたい。	原水水質、浄水水質については、実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。浄水汚泥量は募集要項等公表時に開示資料として提示します。
285	要求水準書 (素案)	17	第2	2	2		運転管理に関する要求	現状の運転管理員（熊本県弘済会）の人員数、年齢、経験年数、業務ごとの作業時間等について、募集要項公表時に開示していただきたい。	募集要項公表時に、開示可能な範囲で示します。
286	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1	①	浄水水質の管理	供給規程に定める浄水水質の要求と管理目標値の達成への検証を行うため、過去10年間分の原水水質と浄水水質のデータをお示しいただけますようお願いいたします。	原水水質、浄水水質については、実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。なお、原水浄水濁度に関する詳細な実績値について、競争的対話で行う現地調査時に浄水場の運転記録の閲覧を認めます。
287	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1	①	浄水方法の管理	「原水の高濁度時」の定量的な値は実施契約書等にて示されるとの理解でよいでしょうか。	募集要項の公表時に示す要求水準書（案）をご参照ください。
288	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1	②	浄水量の管理	共同管理者の必要水量に関する要求について、ユーザー企業と同様に更新工事等による計画的なものや不可抗力等、やむを得ない減水や供給停止時にはこの要求は免除されるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1	②	浄水量の管理	配水管末における水圧確認について、過去の測定実績を開示いただけますようお願いいたします。	給水開始時に規定圧以上であることを確認していますが、測定値等の記録はありません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
290	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1	③		浄水汚泥の 管理・処分	既存の委託先、委託内容については、情報開示の中で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	有明工業用水道については、浄水汚泥を有償売却をしています。売却先との売買契約は1年毎契約のため、運営権者への承継対象外です。但し、参加資格通過者から求めがあれば、競争的対話時に現行の契約状況を開示することは可能です。八代工業用水道については、上天草・宇城水道企業団に委託しています。
291	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1	③		浄水汚泥の 管理・処分	八代工業用水事業の汚泥処理施設において、企業団との責任分解点は実施契約書等にて明示されるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
292	要求水準書 (素案)	17	第2	2	1	③		浄水汚泥の 管理・処分	「企業団が行う浄水汚泥の処理業務に協力」とありますが、具体的な協力内容（想定されるもの）について明示してください。	汚泥処理施設が県が管理する白島浄水場内にあるため、上天草・宇城水道企業団関係者の出入に対する協力を想定しています。
293	要求水準書 (素案)	17	第2	2				運転管理・運営 に関する要求	原水の引き渡し水質基準を示していただけますようお願いいたします。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、原水水質実績値よりご判断ください。
294	要求水準書 (素案)	18	第2	2	1	③		八代工水の浄水 汚泥の処理業務 の範囲	八代工水の浄水汚泥の処理業務には、浄水汚泥の産業廃棄物としての運搬及び処分を含みますでしょうか。	含みません。なお、事業期間中に企業団から県に管理区分が移行した場合は含みます。
295	要求水準書 (素案)	18	第2	2	2			運転管理に 関する要求	ユーザー企業、共同管理者及び運営受託者との連絡・調整に関して、積極的かつ円滑な協力の提案が、提案上の評価につながるという理解でよろしいでしょうか。	評価に関しては、回答を差し控えます。なお、県は募集要項等の公表時に示す優先交渉権者選定基準に基づき評価します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
296	要求水準書 (素案)	19	第2	2	2			運転管理に関する考察ほか	募集要項等の公表時の開示資料として、 (2) 運転管理に関する要求～(12) 道路管理者等が行う道路工事等による立会いについて、現行での運転管理等の記録を提供していただきたい。	募集要項公表時に開示資料として提示します。
297	要求水準書 (素案)	19	第2	2	2			運転管理に関する要求	「共同管理者から運營業務を受託している者」について、リスト等で提示いただけますようお願いいたします。	募集要項公表時に開示資料として提示します。
298	要求水準書 (素案)	19	第2	2	2			運転管理に関する要求	「なお、取水トンネル・・・配水管の運転管理については、ゲート・バルブの操作の実施を指す。」とありますが、すべてのゲート、バルブの動作確認は取れているという理解でよいでしょうか。また、引き渡し前に共同で動作確認を行うことは可能でしょうか。	運営管理に関わるゲート・バルブについて、健全に動作するものと認識しています。動作確認については、運用に支障がない範囲において可能です。
299	要求水準書 (素案)	20	第2	2	2	④		薬品使用量等	過去の原水および浄水の水質、並びに薬注率(PAC, 苛性ソーダ)等のデータを開示して頂くことは可能でしょうか。	原水及び浄水の水質については、実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。薬注率については、競争的対話における現地調査時に浄水場の運転記録の閲覧を認めます。
300	要求水準書 (素案)	20	第2	2	2	⑤		運転管理報告書 (日報・月報) の作成	運転管理報告書の県への提出頻度をご教示ください。	要求水準書(素案) 図表3のとおりです。
301	要求水準書 (素案)	20	第2	2	2	⑥	ア	有明工業用水道	共同管理者が保有の水質管理施設への電力供給の費用は、運営権者から共同管理者に請求するとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者は県に請求してください。なお、運営権者により電力メーターの設置が必要となります。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
302	要求水準書 (素案)	20	第2	2	2	⑥	イ	八代工業用水道	隣接する八代浄水場（企業団）と定期的に行っている連絡会議等がございましたら、その内容と頻度をご教示下さい。また、そのうち運営権者が対応する内容がございましたらご教示下さい。	負担金に係る次年度予算及び決算協議を毎年実施しています。ただし、共同施設の更新等がなく負担金が少額となる場合は、協議を実施しないこともあります。なお、運営権者には、当該協議のため、運営事業対象施設の維持管理・運営状況に係る資料作成について協力をお願いします。
303	要求水準書 (素案)	20	第2	2	2	⑥	イ	白島浄水場におけるブロック形成池・沈澱池の運用	企業団が計画するブロック形成池・沈澱池の定期点検等の実施時期をお示しいただけますようお願いいたします。また、一時的な運転停止時には「県及び企業団と調整・協議すること」となっていますが、運営権者と企業団の直接のやり取りが発生するとの理解でよいでしょうか。その際の県の立ち位置を明確化してください。	前段については、隔年毎に実施しています。後段については、運営権者と上天草・宇城水道企業団とのやり取りは、原則として県を介して行います。
304	要求水準書 (素案)	21	第2	2	3	②		長期修繕計画の作成・提出	長期修繕計画のうち、事業期間終了後の内容については、運営権者はその責は負わないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、瑕疵担保責任期間の間は情報瑕疵の責任を負うことにご留意ください。また、責任は負わないものの、適切な長期修繕計画を作成・提出してください。
305	要求水準書 (素案)	21	第2	2	3	③	ア	トンネルの保守点検	トンネルの埋設箇所に異常を発見した場合の原因調査に係る費用についても貴県の費用負担となるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
306	要求水準書 (素案)	21	第2	2	3	③	ア	トンネルの保守点検	貴県でトンネル及び管路の更新工事を行う場合は、工事の発注のみならず、関連する調査・計画・工事監理・利害関係者との調整等すべてを貴県にて（県の発注で）行うとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
307	要求水準書 (素案)	21	第2	2	3	③	イ	管路の保守点検	ここでいう「管路」には、上の原浄水場及び白島浄水場等の場内埋設管も含まれるとの理解でよいでしょうか。また、施設と管路の分界点は実施契約書等にて図示により明示されるとの理解でよいでしょうか。	前段については、場内管路（埋設管含む）は、施設と一体であることから、運営権者が自らの費用で保守点検及び必要な修繕を実施するものとします。なお、更新についても同様とします。後段については、募集要項等の公表時に開示資料として示します。
308	要求水準書 (素案)	21	第2	2	3	③		トンネル・管路の保守点検	道路上からの目視点検、あるいは洗管作業等の方法、頻度等は運営権者の提案によるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
309	要求水準書 (素案)	22	第2	2	3	③	イ	(イ)管路の洗浄作業	管路の洗管作業について、現在実施している頻度、手法等について開示していただくことは可能でしょうか。	洗管作業記録の閲覧を、競争的対話における現地調査時に認めます。
310	要求水準書 (素案)	22	第2	2	3	③	イ	(ア)修繕工事等の委託先	管路の修繕において、『修繕工事の委託先、資材等の調達については、3者以上から見積りを取得するなど、適切な調達管理を行うこと。』とありますが、こちらの考え方は管路の修繕に限ったことで、設備機器の修繕業務においては運営権者の裁量によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	要求水準書 (素案)	22	第2	2	3	⑥		保安規程及び電気主任技術者の届け出	電気主任技術者の届け出は運営権者が設置者として監督官庁へ実施とありますが、運営権者SPCの直接雇用ではなくても良いとの認識でよろしいでしょうか。	法令に違反しない限りにおいて、県としては差し支えありません。
312	要求水準書 (素案)	22	第2	2	4	①		量水器検針の実施	工業用水道料金の計算の基礎となる使用水量を算出し、水道料金等を算定することの記載について、算出した使用水量から水道料金等を算定するまでの所要時間について実績値等からご教示いただきたい。	使用水量から水道料金を算定し、ユーザー企業へ請求書を発送するまで、1日程度を要しています。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
313	要求水準書 (素案)	22	第2	2	4	②		料金徴収の実施	ユーザー企業から[毎月 20 日]を目途に料金徴収を実施すること。また、実施契約の定めに基づき、県収受分を県に送金すること。の記載について、送金の期日があればご教示いただきたい。	毎月末を予定していますが、改めて募集要項等で示します。
314	要求水準書 (素案)	23	第2	2	4	③		工業用水の給水 申し込みに伴う 管路の布設	敷設費用が高額である場合の高額とはいくらでしょうか。	当該ユーザーの工業用水道料金収入を持って償却期間（15年）内に敷設費用の回収が出来ない場合は、費用が高額であると想定しています。
315	要求水準書 (素案)	23	第2	2	4	⑤		問い合わせ対応	ユーザー企業からの問い合わせに対応し、対応の記録を残すこと。の記載について、問い合わせ窓口の設置場所は運営権者からのご提案でも問題ないか。(例:コールセンター専門のセキュリティビル等)	問題ありません。
316	要求水準書 (素案)	23	第2	2	4	⑤		問い合わせ対応	ユーザー企業からの問い合わせに対応し、対応の記録を残すこと。の記載について、問い合わせ種別(電話・対面・Web等)についてご教示いただきたい。	電話、電子メール、対面です。
317	要求水準書 (素案)	23	第2	2	4	⑤		問い合わせ対応	ユーザー企業からの問い合わせに対応し、対応の記録を残すこと。の記載について、問い合わせ種別(電話・対面・Web等)の月間対応件数について実績値等からご教示いただきたい。	開示可能な記録はありません。
318	要求水準書 (素案)	23	第2	2	4	⑤		問い合わせ対応	ユーザー企業からの問い合わせに対応し、対応の記録を残すこと。の記載について、記録を残す様式の指定はあるか。	指定はありませんが、県と事前に協議してください。
319	要求水準書 (素案)	23	第2	2	4	⑤		問い合わせ対応	ユーザー企業からの問い合わせに対応し、対応の記録を残すこと。の記載について記録を残す様式の指定がない場合、運営権者からのご提案でも問題ないか。	問題ありません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
320	要求水準書 (素案)	23	第2	2	4	⑤		問い合わせ対応	「本事業の範囲を超える問い合わせがあった場合は、速やかに件に問い合わせ内容を報告し、」の記載について、報告手段及び報告様式について指定はあるか。	特に指定はありません。
321	要求水準書 (素案)	23	第2	2	4	⑤		問い合わせ対応	「本事業の範囲を超える問い合わせがあった場合は、速やかに件に問い合わせ内容を報告し、」の記載について、報告手段及び報告様式について指定がない場合、運営権者からのご提案でも問題ないか。	問題ありません。
322	要求水準書 (素案)	23	第2	2	4	⑤		問い合わせ対応	「県が行う共同管理者との予算協議等について、県から出席を求められた場合は、当該協議に出席すること」の記載について、実績値等から回数(頻度)をご教示いただきたい。	共同管理者との協議は、予算協議及び決算協議を行っており、年に2回です。
323	要求水準書 (素案)	23	第2	2	5	②	ア	不可抗力時の初動対応	運転停止はや断水に伴う閉栓は運営権者の判断で行ってよろしいか。	問題ありません。 ただし、当該作業については、共同管理者への連絡を要するため、県へ事前連絡を要します。
324	要求水準書 (素案)	23	第2	3	5	②		不可抗力時の初動対応	「巡視点検等により情報収集に努め、必要に応じ、運転停止や弁栓開閉当によって二次被害防止を速やかに行うこと」について、現状業務中で、検針等の傍らで、ここに記載の巡視点検等を行っている業務はあるか。	管路の日常点検があります。なお、管路の点検記録は、競争的対話における現地調査時に閲覧可能です。
325	要求水準書 (素案)	23	第2	2	4	③		工業用水の給水申し込みに伴う管路の布設	「敷地境界まで管路を布設」とありますが、この場合はどのような状況で敷地内の給水管と接続されるのでしょうか(バルブ止め等?)。	敷地境界でバルブ止めを想定しています。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
326	要求水準書 (素案)	24	第2	2	7			ユーザー企業誘致活動への支援に関する要求	ユーザー企業誘致活動について、運営権者（出資企業含む）の提案及び営業活動によるインセンティブの付与を検討していただきたい。	ご意見を踏まえて、募集要項等の公表時に公共施設等運営権実施契約書（案）で示します。
327	要求水準書 (素案)	24	第2	2	6			県が維持する許認可の更新への協力に関する要求	県が維持する許認可の継続に必要な資料の作成とありますが、少なくとも必須で発生する事務処理については明示いただけますようお願いいたします。	水利権の更新は事業期間中に発生するため、取水量、配水量実績等のデータ整理等が必要になります。なお、現行の水利使用規則の許可期限は、有明工業用水道が令和4年3月31日まで、八代工業用水道が令和10年3月31日予定（更新手続中）です。
328	要求水準書 (素案)	25	第2	2	9	①		外部からの見学申込の受付け、対応	見学者の受け入れ実績（対象者、人数、頻度など）をご教示下さい。	外部からの見学者の受け入れ実績はありません。
329	要求水準書 (素案)	25	第2	2	9	②		県が受け付ける見学申し込みへの対応	通常の運營業務に支障をきたすと運営権者が判断した場合には、日程の変更、受け入れの見送り等を行えるようお願いします。	募集要項等の公表時に示す要求水準書（案）をご参照ください。
330	要求水準書 (素案)	25	第2	2	9	③		施設の公開・見学対応に関する要求	運営権者が独自に作成する配布物等の資料は、著作権はじめ知的財産権は運営権者に留保されとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
331	要求水準書 (素案)	25	第2	2	10			施設の警備に関する要求について	現状の塀や柵・施錠設備に問題があると認められる場合には、施設の瑕疵として修補あるいは追加設置等に係る費用を貴県に負担いただけたとの理解でよいでしょうか。	公共施設等運営権実施契約に基づき、「瑕疵」と認められるものについては、県側で負担します。なお、競争的対話における現地調査を通じて不具合が確認された場合、参加資格審査通過者が「瑕疵」と考えるものについては、その扱いについて県と参加資格審査通過者の間で事前調整を行うこととします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
332	要求水準書 (素案)	25	第2	2	12			道路管理者等が行う道路工事等による立会	どの程度の業務負荷が想定されるのかの想定が難しいため、実施時期、内容、頻度の過去10年程度の実績をお示しいただけますようお願いいたします。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。これが県が開示可能な情報のすべてです。
333	要求水準書 (素案)	26	第2	3	2	①		全体更新計画	ダウンサイジングに関して、今後何らかの基準を県が示す予定はございますでしょうか。また、ダウンサイジングを提案するための資料(需要予測等)の公表は予定されていますでしょうか。	いずれも予定していません。
334	要求水準書 (素案)	26	第2	3	2	①		全体更新計画	長寿命化に関して、今後何らかの基準を県が示す予定はございますでしょうか。また、長寿命化を提案するための資料(既存設備の健全度等)の公表は予定されていますでしょうか。	特に予定はありません。
335	要求水準書 (素案)	26	第2	3	2	①		全体更新計画	「実際の更新事業費が県の更新計画で想定される更新費用を上回ることがないよう留意」とあるが、県の更新計画で想定される更新費用は、県より内訳書等をもって示されるのでしょうか。事前に1年目の更新計画及び更新費用について協議の余地はあるのでしょうか。	前段については、実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。後段については、協議の予定はありません。
336	要求水準書 (素案)	26	第2	3	2	①		全体更新計画	県の更新計画で想定される更新費用と合わせて、更新対象年度、費用、仕様、更新範囲等が確認できる資料の開示をお願いいたします。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、ご参照ください。
337	要求水準書 (素案)	26	第2	3				県及び共同管理者の劣化調査、更新等	県及び共同管理者の劣化調査、更新等の計画をお示しいただけますようお願いいたします。	募集要項等の公表時に示す開示資料をご参照ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
338	要求水準書 (素案)	26	第2	3				施設更新に関する要求	県及び共同管理者が劣化調査、更新等を実施する際の「必要な範囲での協力」は具体的にどのようなものを想定されているのか例示いただきますようお願いします。
339	要求水準書 (素案)	27	第2	3	2	①		全体更新計画	単純更新でなく、ダウンサイジング、スペックダウン、長寿命化による延命等を提案する場合は、運営権者選定時の提案時に示す更新計画で明示しなければならないとの理解でよいでしょうか。またその場合、施設能力に関する要求性能は変更されるという理解でよいでしょうか。
340	要求水準書 (素案)	27	第2	3	2	①		全体更新計画	運営権者選定時の提案時に示す更新計画で、ダウンサイジング、スペックダウン、長寿命化による延命等を提案した場合、その計画内容の妥当性が承認されなかった場合には、提案金額の見直しが許容されるとの理解でよいでしょうか。
341	要求水準書 (素案)	27	第2	3	2	⑤		更新計画の前倒し対応	貴県の要請による更新計画の前倒しを実施したことにより、修繕費用等の増加費用が発生した場合には、貴県にて増加費用は負担いただけるとの理解でよいでしょうか。
342	要求水準書 (素案)	28	第2	3	3	⑧		設備台帳の管理・更新	既存の設備台帳について、電子化、データベース化の有無と、有の場合はそれらの仕様についてご教示下さい。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
343	要求水準書 (素案)	28	第2	3	3	⑧		設備台帳	設備台帳の管理・更新について、現在、貴県で設備台帳システムは導入されているのでしょうか。導入されている場合、システム名を開示して頂くことは可能でしょうか。	設備台帳は導入していません。
344	要求水準書 (素案)	28	第2	3	3	②		設計図書の作成	作成する設計図書の内容（作成する書類）については、国庫補助金の採択が可能なレベルを前提として、詳細は運営権者の裁量で決定できるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
345	要求水準書 (素案)	28	第2	3	3	⑥		県が行う申請手続きへの協力	県が行う申請手続きについて、業務負荷を想定することが困難なため、具体的に想定される内容を例示いただけますようお願いいたします。	運営権者が保有している情報の提示等が主となります。
346	要求水準書 (素案)	28	第2	3	3	⑨		運営権者が行う設備投資等	維持管理・運営の効率化に資する設備投資について、単純な新設（増設）ではなく、既存設備更新時の機能付加（増強）等により実施する場合の費用の取扱いを明示してください。	機能増であっても、更新費用の上限額は変更ありません。
347	要求水準書 (素案)	29	第2	3	3	⑨		運営権者が行う設備投資等	運営権者の業務改善等の創意工夫による導入を企図したものが想定されることから、県に不合理な支障が生じる場合を除き合意頂けるものとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
348	要求水準書 (素案)	29	第2	3	4			補助金申請への協力	運営権者が行う「協力」の具体的な範囲は実施契約書等にて示されるとの理解でよいでしょうか。	申請に必要な書類のうち、運営権者からの情報提示が必要な箇所について提供いただくことを想定しています。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
349	要求水準書 (素案)	31	第4	2	2			施設性能確認報告書の作成・提出	提出期限はいつか	要求水準書(素案) 図表3のとおり、施設性能確認の完了後 30 日以内を予定しています。
350	要求水準書 (素案)	31	第4	2				施設状態に関する要求	トンネル・管路について、軽度の汚損、経年劣化を除いて著しい損傷がない状態で県に引き渡すことが求められる場合、事業開始時の引き渡し時の劣化・損傷状況を相互に確認しておく必要があると考えられます。トンネル・管路では現実的に確認が困難であることから、明らかな債務不履行が確認されない限りは施設状態を保証することはできないと考えられます。	トンネル・管路について運営権者が県に対して負う瑕疵担保責任の範囲は、運営権者が行った修繕の範囲に限ります。
351	要求水準書 (素案)	32, 33	別紙	1				図表 7,8 運営事業対象施設	運営権者の業務範囲となる対象施設、敷地境界線等、責任分解点等は実施契約書等にて明示されるとの理解でよいでしょうか。	募集要項等で示します。